

第4章 基礎的な調査結果の概要

1. 昭和7年(1932)の発掘調査の成果

「大阪趣味の考古學會」主催の百濟寺跡の調査見学会が契機となり、昭和7年7月から11月にかけて、池田谷久吉・岸本準二をはじめとする大阪府史蹟調査會によって、伽藍配置形式を明らかにするための調査が実施された。この調査では、礎石探査や基壇周辺の部分的な発掘と寺域全体の測量によって、回廊内に東西両塔を配した薬師寺式に類似する伽藍配置であることと、規模の大略が把握された。

枘や柱座を刻み出した精巧な礎石の遺存率の高さは全国的にも屈指であり、昭和8年12月に史蹟名勝天然紀念物保存法による史蹟に仮指定され、翌9年には『大阪府史蹟名勝天然紀念物調査報告 第四輯－百濟寺址の調査』として調査成果が上梓された。そして、昭和10年にかけて「百濟寺伽藍址」の整備事業がなされ、昭和16年に史蹟指定された。

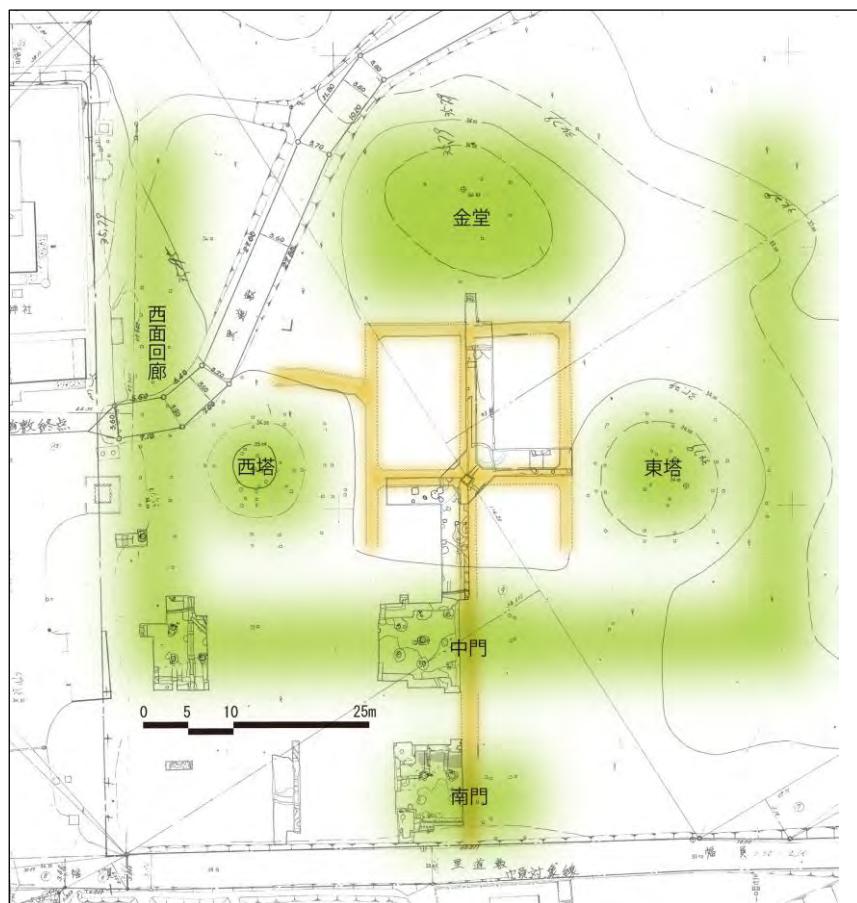


図4-1 昭和7年の調査後に整備された堂塔基壇見学路
(平成22年度調査成果を基に作図)

2. 昭和 40 年(1965)の発掘調査の成果

昭和 7 年(1932)の調査から 33 年が経過し、史跡内は灌木が繁茂し見学も容易でない状態となっていた。そこで史跡公園として整備する計画が立案され、その基礎資料を得るための本格的な発掘調査が実施され、新たに南門・中門・金堂・講堂の中軸線上の北側に食堂が存在すること、さらに東面回廊東方に基壇礎石建物、東面築地大垣に東門が確認された。そして、出土遺物から 8 世紀中頃の創建で、11 世紀代まで存続したことが知られるようになった。

また、南門から出た築地大垣が方一町半(160m)の寺地を囲み、回廊が中門から東西両塔を包み込むように左右に廻り金堂に取りつき、金堂背後の中軸線上に講堂・食堂を配した、独特な双塔式の伽藍配置であることが明らかとなった。

さらに、講堂の東西にも翼廊の取りついた痕跡が認められ、これが東西に延びて折れ曲がり堂塔院の東西回廊に繋がる、いわゆる「日」字形の回廊の可能性も指摘された。この配置には統一新羅時代の双塔式伽藍配置の強い影響が読み取れ、慶尚北道慶州市の感恩寺あるいは佛國寺の形式とも類似し、渡来氏族に相応しい寺刹形式と考えられるようになった。

一方、調査担当者の藤澤一夫は、型式の古い一群の瓦に注目して前身遺構の存在を示唆すると共に、立地する地形を考慮して塔の一辺長を基準に寺域を割付けると、東西と南北がそれぞれ 10 方格の地割に収まり、金堂の東西中軸線の延長上に百濟王神社本殿があり、ちょうど 1 方格を占めていることから、百濟寺造営時に神社も付属施設として計画的に配置されていた可能性があるとした。

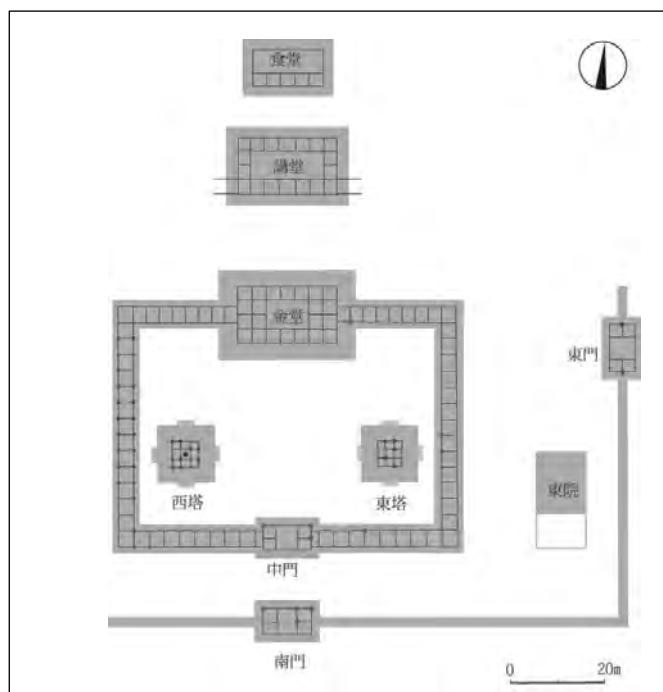


図 4-2 昭和 40 年度の調査で確認された伽藍配置

3. 再整備に伴う発掘調査

平成 17 年度(2005)から、樹木の成長に伴う地下遺構への影響の確認と、表土流失による遺構損壊の防止および公園内の樹木管理の指針を示すため、また、昭和 40 年度調査では実施されなかった伽藍地周辺等の考古学的知見を補うための発掘調査を実施してきた。

今回の調査では、寺院地内の伽藍地周辺を構成する地下遺構が良好に保存されていること、北面・西面築地大垣の検出によって寺院地の四至が約 140m と確定でき、北門・西門の存在も確かめられた。また、東面・西面回廊の北端から北面築地大垣に向かってまっすぐ延びる南北築地を検出し、整然と区画された付属院地の存在することなどが明らかとなった。

これらの築地は、講堂・食堂等の僧地空間(僧院)と西北院・東北院を画するものと考えられ、西北院では東西棟の大型掘立柱建物、東北院では青銅製品鋳造遺構をはじめとする冶金工房跡を検出し、当該院地の一角が修理院に当たることも想定できるようになった。こうした付属院地の検出は、古代寺院の構造と経営の実態に迫る極めて重要な成果として評価できる。

さらに、8世紀中頃という氏寺造営が規制されていた時期にあって、百済寺が規模こそ小さいものの、礎石・基壇外装など当時の官寺に見る最新技術を駆使して造営されており、四面に築地大垣を廻らせ、南門・東門のほかに北門・西門も備え、堂塔院を取り囲む付属院地も築地塀によって整然と配置されているなど、京師のそれと比較しても遜色のないもので、百済王氏の当時の隆昌を再認識させられる結果となった。



北面築地大垣と北門跡(南から)



地表直下で検出された僧院西方礎石建物(南から)

4. 今回の調査で明らかとなった事項

(1) 考古学的知見

- 寺域四至が明らかになり、約 140m四方の築地大垣で囲まれた中に寺域が収まることが判明した。
- 堂塔院(主要伽藍)周囲にも築地で区画された付属院地が存在し、それぞれの院の性格や機能に応じて掘立柱建物や工房等の施設が配置されていたことが明らかとなった。また、北門・西門の存在も確かめられた。
- 塔基壇に壇正積を採用するなど、礎石や基壇外装などに当時の官寺に見る最新技術を駆使して造営されたことが判明した。



図 4-3 再整備に伴う発掘調査で明らかとなった新たな百済寺跡の伽藍配置

- 百濟寺造営時に百濟王神社が付属施設として計画的に配置されたかについては不明だが、神社境内地が寺域内の堂塔院西側南寄りに収まり、西面築地大垣軸線上で検出した西門が神社境内地北側を占める西北院西辺を二等分する位置に当たるため、その可能性が高い。
- 金銅製飾金具などの金属製品や大型多尊佛など多様な遺物が出土し、遺物についても比較的良好に保存されていることが明らかとなった。

(2) 地下遺構への樹木根の影響

西塔と西面回廊においては、クスの根が基壇に及ぼす影響が甚大であり、西塔基壇裾の延石列を一部破壊していることも判明した。また、回廊においては根が礎石に巻き付いていることが確認され、原位置からの移動が危惧されるため、基壇部分については可及的速やかに除去する必要のあることが明らかとなった。

堂塔院以外についても、講堂・食堂の基壇や付属院地に伴う掘立柱建物等の遺構が、現地表から比較的浅いところに存在することが明らかとなり、新たな樹木植栽には充分な保護層を用意する必要がある。



西塔基壇北東を侵すクスの根

(3) 調査、設計と施工の整合

昭和40年代の環境整備事業における遺構の立体表現工事において、遺構の一部に損傷の生じていることが確認された。発掘調査から実施設計、整備工事まで、同じ測量基準点を使うとともに、設計図に基づき現地に丁張をかけて遺構への悪影響がないことを確認したうえで、掘削等の施工に着手することが必要である。

第5章 再整備へ向けての課題

1. 保存上の課題

(1) 寺域全体の保存（史跡指定地拡大と公有化）

百済寺跡は、特別史跡の指定解説に「宇宮山の台地に存し、南正面に南大門跡がありその北に中門跡、金堂跡、講堂跡があつて、南北中軸線上に並び、金堂跡の斜前方に二基の塔跡が東西相対して存し、廻廊跡は中門跡の両側面より左右に延びて東西に向い北折して塔跡の外側を過ぎて北に進んでいる。…中略…。このように堂塔の遺跡が明瞭で廻廊跡も残存し殊に其の伽藍配置が所謂薬師寺式をなす点において類例が少ないものである。」と記載されている。伽藍に関しては新羅の感恩寺と同形式であることが指摘されているが、百済王神社境内地として寺域四至が完存する稀有な寺院跡であることは確かで、伽藍地・付属院地が良好に保存されており、当該寺院の実態を考えるうえで極めて重要であることから、寺域全体の保存が不可欠である。

寺域の南西隅を占める百済王神社は、百済寺跡の沿革を構成する要素として高い比重を占めることからも、神社を含めた一体的な保存が必要である。

寺域の東南隅は指定地外で、道路敷(一般府道139号枚方茨木線)にかかっている。現在歩道新設及び拡幅整備が行われているが、寺域全体の保存を図るうえで不可欠な部分である。基壇の階段が指定地外に広がる南門部分に関しては、南側の土地の公有化を図る時期次第で南門の遺構表現が変わるため、短期、中期、長期の目標と整備内容について検討し、事業計画を作成することが必要である。

また、当該史跡指定地は、現在百済王神社の所有地であるが、史跡等は国民共有の財産であり、良好な状態で保存・整備・活用を行うためには、土地の公有化を実現していく必要がある。寺域の北辺にかかるように指定地の北西を横切る道路は、道路認定はされていないものの、周辺住民の生活道路となっている。この道路機能についても長期目標の中で位置づけておく必要がある。



府道枚方茨木線にかかる寺域の範囲



史跡指定地北西を横断する生活道路

(2) 遺構の保存と整備地盤レベルの設定

遺構を確実に保存するためには、検出面の上に保護盛土を行い、外部環境の影響や荷重等の負荷がかからない状態にする必要があるが、講堂や食堂の西側では、掘立柱建物等が現地表直下で確認されるなど、適切な保護盛土が確保されていない部分や、表土の流出等により保護層が希薄になっている部分などが随所にみられ、再整備においてはこれらの遺構の確実な保護が求められる。

ただし、必要な盛土層厚は遺構(基壇等)の検出状況や整備の方向性によって異なるため、基壇遺構を保存し、かつその上に復元建造物(レプリカ)を整備して見せる場合、遺構の遺存状況が良好であればあるほど養生するための盛土は厚くなり、その結果として整備地盤レベルは高くなる。一方、平面表示であれば、復元基壇の基礎地業等は必要ないため、遺構保護盛土の上に表示の仕上げを施すことが可能となり、整備地盤レベルは比較的低く設定できる。

基壇の復元において高さを忠実に表現するためには、周辺地盤も同じ高さで上げる必要が生じるが、広域にわたる史跡指定地全体を同じように盛土することは、隣接地との境界の高さ関係や、工事規模などから現実的とはいえない場合もある。

地盤レベルの設定に当たっては、まず、本来の地盤や地形の状況を把握し、地形の復元検討を行い、確実な遺構の保存を図ったうえで整備の方向性によって整備レベルを設定すること、また場合によっては複数の整備地盤レベルを設定し、その境界で段差の解消を図っていく必要がある。



講堂西側の瓦溜まり遺物検出状況

(3) 史跡指定地内の樹木の取扱い

百済寺跡の史跡指定地内には多くの樹木が茂り、公園内の景観構成要素として、維持管理が行われている一方で、基壇等の遺構内に根を伸ばし、悪影響を与えているものも多々見られる。また、基壇上に繁茂し古代寺院としての伽藍の空間性を意識する上で支障となっている樹木も存在する。

例えば、西面回廊周辺には、40本以上の樹木が生育しているが、そのうちの3割近くがクスである。クスは整備後に実生から成長したものが多く、既に幹回り2m近くに達し今後も成長し、巨木化することが予想される。また、マツは「百済寺跡の松風」としても知られているが、公園全体にマツ枯れが進行しているほか、中には十分な保護盛土がされていないため遺構に悪影響を及ぼしているものもある。食堂跡周辺のアラカシは参道に沿って群生巨木化し、視界を遮蔽している。これまでこの史跡が公園として利用されてきたことを考えると、緑陰や修景樹木は必要であるが、史跡の保存と両立するよう配置していくかなくてはならない。

基壇等の遺構が存在する場所、整備におけるゾーニングごとに既存樹木の取扱い(伐採

や抜根の方針と方法)と、新たな植栽に対する考え方(樹木の選定と配置)等を検討し、専門家の指導を受けるとともに、利活用や維持管理の点で関わりの深い地域住民の意向にも配慮した植生計画を定める必要がある。



基壇上に植栽されたマツ(公園樹木として管理)



史跡内の修景樹木(低木列植、マツ、サクラ)

(4) 雨水排水処理と表土の洗掘防止

史跡指定地は南西から北東に勾配を有する地形で、特に低位にあたる北東部分で勾配が急になっている。表層水は、植栽や段差などの障害となるものがないと流速を増して流れる。特に水が集中する部分の表土が洗掘され他よりレベルが下がるとその部分が水みちとなり、さらに水を集めという悪循環になる。

現状の排水は、基壇等の周囲に配置された雨落ち状の石列と、これと同様に間知石を側壁とし底面にモルタルを施した水路、及び埋設部分のヒューム管を繋いで公共下水道に流しているが、整備した基壇の排水の意味合いが強く、また、土砂や落葉等の堆積、石列の搅乱等により流路が寸断されたり、流末が確保されていなかったりする箇所も多い。

表土流出防止措置として、基壇部分における遺構の表現方法と材料、寺域内の地盤仕上げの仕様との検討により流速の低減や浸透性の向上を図るとともに、遺構表示で行う雨落ち部分への効果的な導水と管路の外部への接続等を検討する必要がある。

特に勾配が急な北東部分は、整備地盤レベルが上がればさらに勾配が急になることから、寺域としての一体性を保ちつつ、段階的に水を受ける横断側溝等についても検討を要する。ただし、地中配管や側溝の整備においては、埋蔵されている遺構に配慮を要する。



樹根による破損がみられる
間知石による排水路



昭和7年の史跡整備で設置された
雨水枠と地中配管



図 5-1 指定地の地盤勾配と排水路の現状

2. 整備上の課題

(1) 活用施設の充実と段階的な整備

全国の歴史公園や史跡においては、史跡指定地外の区域を都市公園に包含したり、施設用地として公有地を確保して、利用者の利便性向上のための駐車場、トイレ、ガイダンスやサイトミュージアム等の施設を配置しているが、指定地外の区域を殆ど有していない百済寺跡公園ではこれらの施設が欠けており、再整備に際して求められる大きな要素である。

また、現存する文化財収蔵庫は、寺域外とはいえない史跡指定地内にあり、しかも東門北側の東面築地大垣に接する位置に建設されており、史跡指定地のあり方や景観上も適切ではなく、指定地外への移転が課題となっている。

史跡指定地の南側の敷地については指定地外の公園用地として、駐車場やガイダンス等の利便施設を配置できる最適の場所であり、この土地の公有化はアプローチゾーンを整備するための長期的な重要な課題である。百済寺跡を広く紹介するためには、調査成果及び出土遺物を公開するガイダンス施設は必須であり、アプローチゾーンが整うまでの逼迫した課題として、ガイダンス機能の補完手段、あるいはハード整備を補う手段としてソフト面での充実等の検討を要する。



寺域東辺に近接する文化財収蔵庫

(2) 遺構表示の位置と方法

昭和 40 年代の整備事業で行われた塔の礎石を原位置で見せる手法は、1200 年余の歴史を直に体感することができるという点で評価できる。しかし、往時の高さである基壇天端面と周辺の整備地盤面との比高差が縮まり、本来の基壇より低く表現されるという問題がある。さらに、遺構保存のため、花崗岩間知石積による基壇遺構表示は本来の基壇よりひと回り大きく配置されており、全体的に扁平な印象を与える。礎石を見せて歴史を直に体感できる工夫の一方で、当時の基壇の壮大さを見せて歴史を学べるようにする工夫が必要である。

塔以外では、回廊の整備面は礎石柱座面より 40~50cm 上に設定され礎石を見ることはできない。さらに金堂では礎石上面から約 10cm 上に整備面が設定されており、各基壇の



東塔基壇の遺構表示（1967 年）



東塔基壇の遺構表示（現在）

整備面の高さは統一されていない。

基壇に設けられた見学用の階段は、遺構表示であるとの誤解を招いている。また、低木植栽による基壇の遺構の表示も礎石を見せることを優先したために十分な保護層が確保されなかった結果、樹木の生育に伴い視界が遮られるとともに、遺構を損壊している。

基壇等の遺構表示については、周辺地盤からの基壇天端高の設定、礎石の位置と見せ方、基壇外装及び天端に使用する素材、見学者の動線と階段の配置などについて検討し、遺構の保存を前提とする中で、平面的に同じ位置に基壇本来の高さを表現するなど、正しい情報の提供、わかりやすい表現での整備が必要である。

(3) 不確定遺構の解釈と表現方針

食堂(北方建物)西側で検出された掘立柱建物(SB1201)は、桁行7間、梁行2間の東西棟身舎に南面庇がつく建物で、食堂基壇西辺まで及ぶ。遺構表示を予定している主要堂塔とこういった掘立柱建物について、伽藍変遷の中での位置づけの提示と表現方法を検討する必要がある。

金堂についても検出状況から、建て替えが行われたことが指摘されており、どの時代の遺構を表現するのか、他の堂塔と時代の整合は図られるか、建て替え前後の状況を現地で情報提供するのか等、百済寺の伽藍の変遷を整理し、遺構の解釈に対する結論を導いた上で、それに応じた表現を行っていく必要がある。

また、後世の搅乱などの事由によって遺構が検出されなかつた部分については、調査結果をもとにした復元的な表示（類例や左右対称の折り返しなどを根拠として復元想定部分も検出遺構と同様に表示）とするか、検出遺構に忠実な表示（検出遺構と想定部分を区別して表示、もしくは検出部分のみ表示）とするかなど、遺構表示の基本的な考え方に基づいて整備を行う必要がある。

(4) 説明・案内施設の再配置

史跡指定地内には、史跡や堂塔の標柱、史跡全体説明板、伽藍配置図等の史跡に関する説明板と、利用に関わる注意看板や順路の案内などの公園利用を主体としたもの、枚方八景の指定を記念した説明板などが点在するが、素材や形状はまちまちで統一性に欠け、老朽化や劣化も生じている。また、遺構に関する説明がないため、表示されている遺構の位置づけや表現されているものについて理解しにくくなっている。

今回の再整備では、見学者の動線や史跡指定地範囲を考慮して大型説明案内板の再配置と更新を行い、来訪者や利用者の立場に立って、統一したデザインの説明板や案内板を過不足なく配置する。整備を行う各堂塔については、発掘調査によって得られた結果に基づいて、遺構の検出状況や整備における遺構表現等についてわかりやすく解説した個別説明板も必要である。

さらには交野ヶ原地区散策の拠点として、地区内に所在する百済寺跡関連遺跡の位置や概要を記載するような、地域の案内機能の充実も検討する必要がある。



史跡の案内板（伽藍配置図）



枚方八景「百済寺跡の松風」を紹介する説明板

（5）再整備事業時の公園利用と安全管理

百済寺跡公園は、「百済寺跡の松風」として枚方八景の一つに選ばれており、春には市内でも指折りの桜の名所として親しまれているほか、近隣住民の日常的な散歩や憩いの場として定着している。このような状況の中で、今後も特別史跡の保存を前提にしながら、緑豊かな憩いの場として、また地域のオープンスペースとしての機能を継承・発展させていく必要がある。

再整備事業は、遺構の保存整備、環境整備、治水排水及び地形の保全、施設整備など多岐にわたり、完成までに複数年を要することから、整備事業期間中も時期や範囲は制限されるが、憩いの場としての機能を維持することが求められる。

さらに、工事車両等と公園利用者の動線の分離や、工事範囲、特に土砂石材等の資材置場に対する侵入防止等の安全対策についても検討を要する。



調査時の仮囲い状況（工事期間は搬入資材置場も含めて囲う必要あり）

（6）設備の更新

百済寺跡公園にはポール式の照明灯が随所に配置されている。構造は、地上から立ち上げたコンクリート基礎にベースプレートでポールをとり付け、下部遺構への配慮が見られるが、色調やデザイン的には歴史的な景観や環境に適していない。

調査成果を踏まえて寺院空間が体感できるような史跡整備を目指すに当たり、整備方針に応じた再配置と、器具の選定を検討する必要がある。



中門付近にある照明灯

(7) 工事に伴う材料等の取扱い

今回の調査で、遺構が現地表面から非常に浅い位置にあり、表層水による洗掘や環境整備による遺構の一部破損等、十分な保護盛土が確保されていないことによる遺構への影響が確認された。史跡全体に盛土を行うわけではないが、 $20,074\text{ m}^2$ の史跡指定地における造成では数千 m^3 単位の用土の確保と史跡指定地内への搬入が必要となり、材料の確保に加え、周辺の住環境を考慮した運搬車両の選定や通行時間制限等の施工上の配慮が求められる。

基壇の表示と水路の側壁に使用されている花崗岩の間知石は総延長 $2,440\text{ m}$ 、8,000個以上で総重量は約 300 t に及ぶが、これらの石材は昭和 40 年代の補助事業による整備で用いられたものである。再整備で検出された遺構に基づき凝灰岩壇正積基壇や瓦積基壇などで遺構表示を行うと、再整備工事に抵触する石材は処分の対象となることから、文化庁とも協議の上、遺構表示以外の環境整備や史跡指定地外での石積等への転用など、できる限り有効利用し処分量の低減を図る必要がある。

なお、百済寺跡の環境整備は日本における史跡整備の先駆けであり、百済寺跡が現在まで残してきた歴史として、間知石の土留めや側溝の一部を現地に残し、展示物として公開することも検討する。



工事用車両進入路（最も幅員の大きい隣接道路）



整備の随所で使用されている花崗岩間知石

3. 活用上の課題

(1) 周辺歴史文化遺産との連携

一帯は百済寺と相まって、桓武天皇をはじめとする平安時代の天皇や皇族と、百済王氏の活躍した地域という内容豊かな歴史環境にある。

百済寺跡の中軸線上、北門の約 500m先では百済王氏居住地へ続くと考えられる直線道路が検出されており、周辺には百済寺跡から禁野本町遺跡にかけて百済王氏のまちづくりと関わる「百済王氏の氏寺と関連する遺跡群」が広がる。ただし、これらの遺跡には相互の位置関係を示す案内や情報等が不足しており、地域としての広がりが得られていない。また、マップをもとに拠点を巡っても現地には説明板があるのみというのでは興ざめとなり、各拠点の整備や情報提供の方法も検討しなければならない。

百済寺跡は「百済王氏の氏寺と関連する遺跡群」の中核をなすものであり、これらを整備して見学や散策の便を図るとともに、同時に奈良・平安時代の歴史や文化に親しむことができるよう歴史文化遺産を『交野ヶ原歴史回廊』としてネットワーク化し、説明板・道標の充実等、環境整備を進める必要がある。

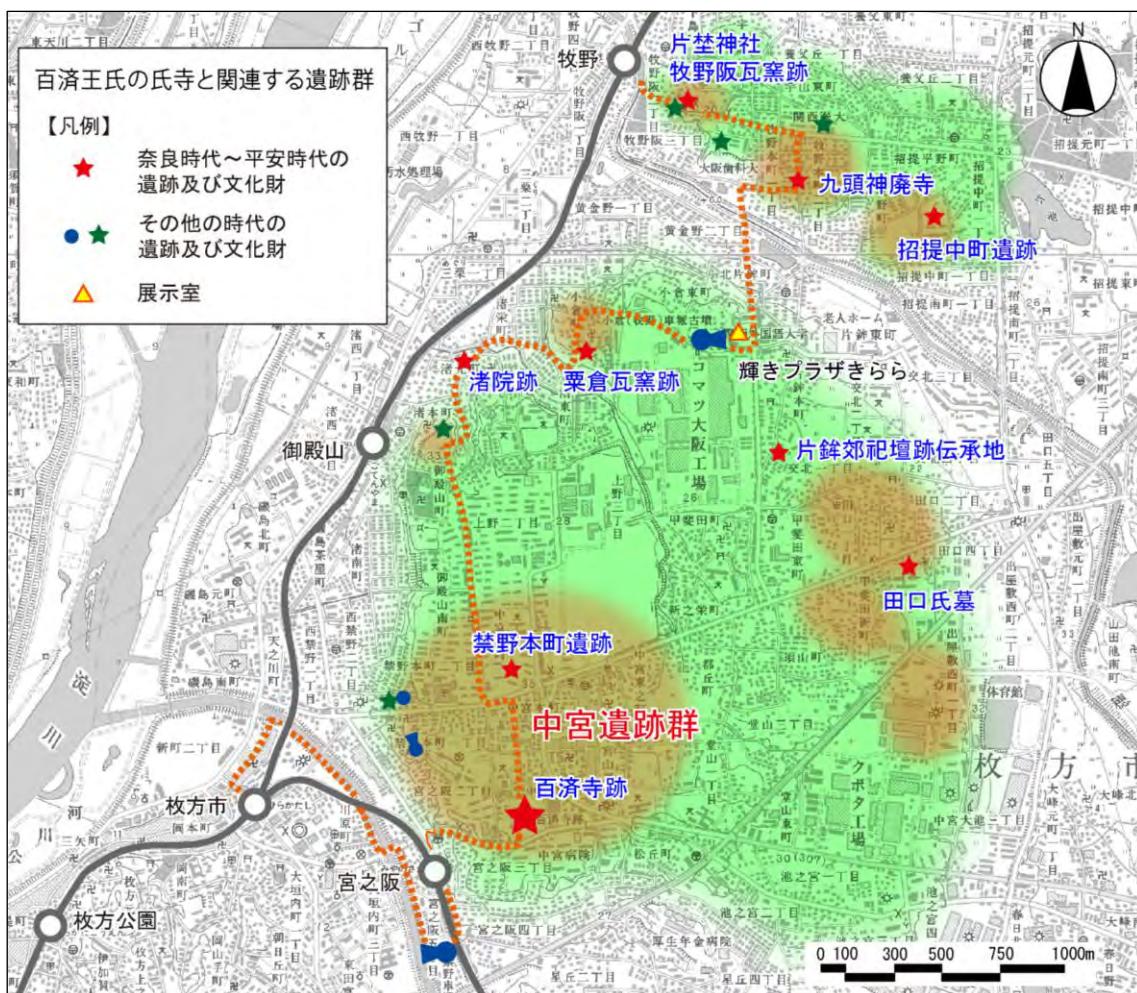


図 5-2 百済王氏の氏寺と関連する遺跡群

(2) 史跡と公園の相互作用による新たな価値の創造

昭和40年代に行われた百済寺跡の環境整備は、史跡・遺構を中心として、その復元された構造物を囲む史跡の歴史学習の地としての性格と、緑の環境を与え静的な休養の場として利用されるべき休養園地としての性格の二つの性格から構想された。

『特別史跡』に指定されている理由は、史跡の中でも特に歴史上または学術上価値が高いと認められ保護が必要とされるからである。そのため、休養園地の公園は地域住民を対象とするのに対し、歴史学習目的としては日本さらには朝鮮半島の人々をも対象とする。

ただし、過去に実施した利用状況アンケートでは、来訪者の3/4が60代以上の高齢者で、来訪回数も年数回と、知名度の割には利用されていないという実態がある。

再整備では、「居心地がよい」、「景色がよい」、「落ち着く」などの質の高い公園をめざし、幅広い年齢層の来訪者の増加、来訪頻度の高まりに繋げていくこと、及び調査に基づいた学術的価値の高い整備を行うことで、国内外から百済寺跡の見学を目的とした来訪者が増えることを目指し、身近にありすぎてその価値に気付かなかった地域住民が教学要素に興味を持ち、情報発信源となって、歴史的地域プライドによる地域づくりの礎とすることを検討する。

(3) 史跡の活用施策の検討と実施体制

○常時利用における活用

史跡公園を活用する人は、百済寺跡の見学を目的とした歴史や文化財に興味を持つ来訪者、百済王神社の参拝者、公園を散策する近隣住民や保育園児、児童遊園にある遊具での遊びを楽しむ親子連れなどのほか、基壇上で太極拳を楽しんだり、犬の散歩に遠方から車でやってきたりする人々など多岐にわたるが、その中には史跡の破損や公園の汚損につながる行為も見られる。

遺構や遺物が確実に保存されることを前提として、このような日常的な利用者にも百済寺跡の歴史的背景や伽藍配置、遺構の状況などがわかりやすく展示・公開されているとともに、公園として多くの人々が安全で心地よく過ごせる空間であること等が求められる。

その具体的方策である活用施策の検討と、実施の体制や主体となる組織づくりを検討するとともに、整備完了後の供用開始へ向けて、整備事業の期間から準備することが必要である。

○イベント等の開催

史跡の保存整備に加えてイベント等の開催といった公開・活用の促進は、史跡の存在を知らしめ興味を持ってもらうという意味で、史跡の保護につながる行為であり、近年



講堂で遊ぶ近隣の保育園児

は史跡を利用したイベントが各地で開催されるようになっており、百済寺跡においてもイベント等の開催を検討する。

また、開催に際しては史跡保護の観点や住宅地の中にあるという立地に配慮した利用条件や制限等について指針を示す必要がある。



百済寺跡で開催した発掘調査説明会

(4) 史跡公園の維持管理や活用に関わる組織づくり

○史跡説明ガイドの育成

史跡に説明ガイドを配置する場合、ガイド個人の所見ではなく、歴史や史跡の解釈、調査や整備の情報について一定の水準で語られなければならない。そのためには、ガイド育成や説明シナリオの作成などを行う必要がある。また、特定非営利活動法人枚方文化観光協会が設けている観光ボランティアガイドとの連携を深め、講習会を開催するなどして情報の共有化に努める。

○公園の清掃や植生管理

史跡指定地は百済寺跡公園として、公園担当部署が管理主体となっているが、再整備では基壇の立体的な表現(復元)を含めて、文化財としての維持管理が必要となる部分が出てくる。特に、堂塔院や僧院などは特別史跡としての歴史的環境の維持が求められ、植生管理も公園としての管理とは異なるものとなる。

質の高い歴史環境を維持するには、行政の施業だけでは限界があり、除草や落ち葉掻き、説明板や礎石等の汚損清掃などの日常的な維持管理やモニタリングを行う仕組みや手法などの検討が必要である。

(5) 百済王神社の参道及び動線の確保

百済王神社の参道は、①府道から北に延びる階段を上り神社の正面の鳥居に至るもの、②百済寺跡南東で府道から分岐して鳥居をくぐり、寺域南辺に沿って道路を西に向かい階段からの参道と合流して境内に入るものの、③百済寺跡の北東にある鳥居をくぐり、百済寺跡を北東から南西へ抜けて東側から神社に入る、の3通りがある。

これらの参道動線は基本的に維持するが、史跡指定地内を抜ける参道については、今回の整備に伴いルートの変更の可能性が生じた場合、神社と協議を行い、その結果を踏まえて再配置を行う必要がある。

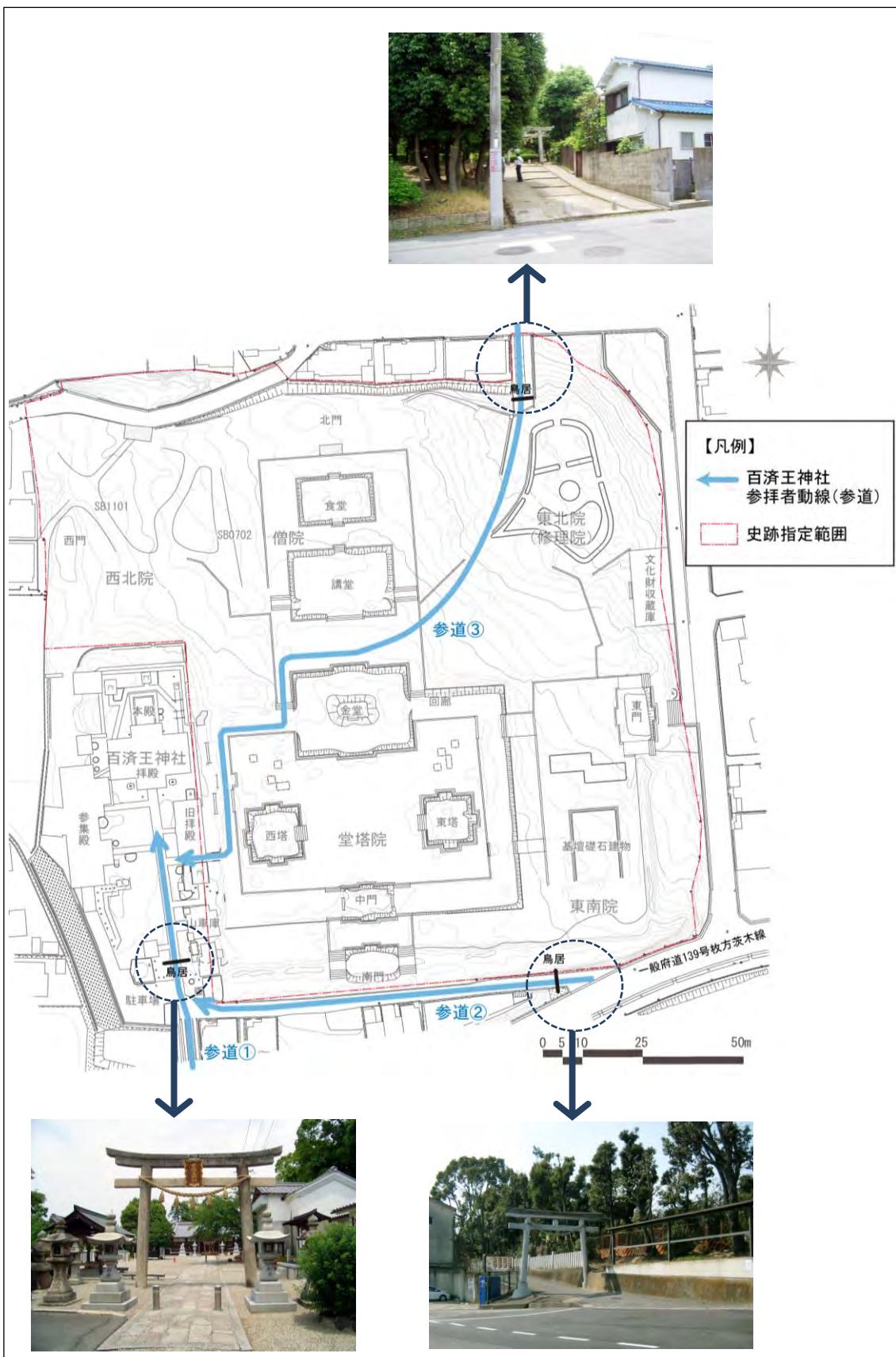


図 5-3 百濟王神社参拝者動線の現況

第6章 再整備の基本方針

1. 再整備の理念

百済寺が建てられた交野ヶ原は、桓武天皇が日本で初めて天壇を築き天帝を祀った地でもある。百済王氏の入植後に天皇行幸の地となり、行宮が設けられ、奈良時代末から平安時代にかけて百済寺をはじめとするこの一帯は、雅で国際的な薫り高い文化と芸術が花開いた。

また、この場所は史跡公園として既に40年以上の実績があり、現在は市民生活の中に溶け込んでいる。現在、百済寺跡公園に訪れる人は、百済寺跡の見学を目的とした歴史や文化財に興味を持つ国内外からの来訪者、百済王神社の参拝者、公園を散策する近隣住民や保育園児、基壇上で太極拳を楽しんだり、犬の散歩に遠方から車でやってきたりする人など、多岐にわたる。

様々な来訪者が、より快適に史跡や公園を楽しむため、以下の目的・理念のもとに再整備事業を進める。

(1) 歴史的に貴重な史跡の確実な保護・継承

百済寺跡の遺構を確実に保護するとともに、寺域全体の環境を保全する。

(2) 古代寺院景観の体感

百済寺跡の双塔式伽藍と付属院地という特色ある伽藍配置を生かし、往時の寺院空間がイメージできるように整備する。

(3) 古代日韓交流史のシンボル

古代の国際交流の歴史的事実を踏まえ、日韓交流のシンボル的存在に相応しい場とする。

(4) ゆとりと潤いのある近隣住環境の醸成と周辺歴史文化遺産との連携

緑あふれるオープンスペースとして近隣の住環境にゆとりと潤いをもたらすとともに、周辺の歴史文化遺産とのネットワークを構築する。

2. 再整備の基本方針

(1) 寺域の保全

① 寺域全体の遺構保存

指定地内の遺構のみならず、今回の調査によって明らかとなった指定地外へと広がる箇所も含めて、百済寺の寺域を構成する遺構を一体的に保存する。

遺構については、保護盛土や保存処理等による適切な措置を施し、恒久的な保存を図る。

② 樹木成長による悪影響の排除

遺構の保存に支障のある樹木及び、今後悪影響を及ぼす可能性のある樹木は伐採する。また、史跡としての景観、及び歴史性等の観点から望ましくないと考えられる樹木は、樹種の変更、枯損時に更新しない等の措置を講じる。

新たな植栽にあたっては、盛土等により十分な保護層を確保した上で、郷土樹種の中から樹根の性質を見極めて樹種を選定するとともに、必要に応じて保護層の下に防根シート等の敷設を行う。

③ 表土流出対策

表土流出による遺構破損防止のため、全面にわたって養生盛土層を設けて、地被植栽による被覆を施す。特に堂塔院周辺の付属院地内で確認された建物などの遺構には現地表直下で検出されるものも多くあり、これらに対しては十分な遺構面保護層を確保する。

急勾配や裸地、周辺の水が集中し凹んでいる水みち部分は、勾配の緩和や横引き排水等の整備、地被植栽等による流速の緩和と浸透性の増加、整地による表層水の分散等の措置により寺域全体の表土流出防止と排水対策を図る。

(2) 古代寺院景観がイメージできる整備

① 寺院南面(正面)景観の復元

南門および南面築地大垣と東面築地大垣の一部の復元展示を検討し、南門を入口にした新たな動線計画により、訪れる人びとが往時の寺院空間の広がりを体感できるようにする。さらに、百済寺の伽藍配置の特徴である南北方向の軸線に沿って堂塔が並んでいた往時の景観をイメージできるよう、南門基壇上から北に向かう眺望を確保する。

② 堂塔伽藍空間を形成する基壇の立体表示

堂塔院の空間を構成する伽藍については、壇正積基壇など外装も含めた立体表示を行い、全ての公園利用者がその場で見て、規模や威容を実感できる仕組みをつくる。ただし、西塔については今後も礎石や心礎の露出展示を継続し、百済寺が経てきた歴史の流れを直に体感できるようにする。

③ 憩いの広場ゾーンにおける付属院地の平面表示

西北院や東北院などの築地で区画された付属院地の存在は、今回の再整備に向けた発掘調査で得られた重要な成果の一つである。これらの施設は憩いの広場ゾーン(図 7-1

参照)に位置するため、平面表示などにより寺院空間における区画ごとの役割や機能を学ぶ場を設ける。

④ 展示機能の充実

調査により遺構の状況が判明してきた堂塔院と僧院については、伽藍復元模型や復元パース、CGなどによる往時の伽藍構成の表現や、多尊佛のレプリカの展示を行うなど、史跡内とガイダンス施設で連携を図りながら展示機能を充実し、古代寺院のイメージを具現化する。

⑤ 史跡としての景観やデザインに配慮した動線及び諸施設の整備

史跡地内に存在する指定地北西部の生活道路や百済王神社参道として機能する道は、再整備においても園路として継承するが、寺院空間としての表現を妨げないよう、部分的に線形等を見直すものとする。また、新たに設置する解説・案内施設や設備やベンチ等の整備においても、寺院跡としての景観に調和したデザインを工夫する。

(3) 古代日韓交流史の情報拠点の整備

百済をはじめとする古代以来の日韓交流の歴史について正しく学べる場として、日韓友好のシンボルとして活用する。これらの情報発信には、将来アプローチゾーンに計画しているガイダンス施設のほか、食堂または講堂付近に百済寺跡から北方を眺望できる地点を設定し、百済王氏のまちづくりを学習する場を設ける。また、古代日韓交流の歴史を学び、体感できる場とするため、雅楽(百済楽)等を実演できる場とする。

(4) 出土遺物の保存と公開

出土遺物については、必要な保存処理や接合、復元等を施した上で、良好な保存環境で保管する。公開に関しては、将来的にはガイダンス施設での展示・公開が望ましいが、ガイダンス施設が整備されるまでは、市内にある既存の展示ルームなどで定期的に展示・公開を行う。

(5) 周辺歴史文化遺産の整備と連携

① 周辺歴史文化遺産の整備情報提供

周辺に所在する百済王氏関連遺跡群をはじめとする様々な歴史文化遺産のネットワークである『交野ヶ原歴史回廊』の拠点として、地区の文化財分布図や散策ルート案内板設置、マップ配布等を行う。周辺で文化財の調査やイベントなどが行われている場合の情報提供も併せて、多くの人に分かりやすい情報提供に努める。

② 『交野ヶ原歴史回廊』散策の拠点

『交野ヶ原歴史回廊』にある文化財をガイド付きで巡る学習会や散策会、ウォークラリーなどのイベントを開催し、百済寺跡を起点(集合及びガイダンスの場)及び終点(成果報告や表彰の場)として活用する。

③ 道標や誘導表示等の充実

文化財への距離や方向等を示した道標や案内標識の設置、埋め込み等について道路管理者と協議を行い、見学者の安全で快適な誘導に努める。

（6）市民や地域住民の貴重な憩いの場、市街地における緑地空間としての整備

貴重な緑地として育まれてきた環境を百済寺跡の再整備後にも継承する。公園の緑陰を生み出す樹木は、遺構保存に悪影響を与える樹木を伐採する代わりに適切な位置に補植するなど、快適で落ち着いた緑地空間の保全・育成に努める。

新たな植栽に関しては、短期間の整備で完全な姿を作るのではなく、これまで維持されてきた景観と違和感が生じないように、日常的な植生管理を継続する中で徐々に目標とする姿に整えていくこととする。

（7）管理体制と運営組織づくり

再整備後も史跡公園の位置づけのもと、公園担当部署で植栽養生・清掃等の表面管理を担当するが、定期的に樹木の生育状況について調査し、当初の計画以上に伸長した枝葉の剪定や樹木の伐採を検討するなど、文化財保護担当部署と公園担当部署、百済王神社とが連携して史跡環境の維持に努める。

また、見学者への説明など、再整備後の史跡の公開・活用および管理・運営に、地域の人びとがボランティア等として積極的に参加できるような体制づくりを推進する。

第7章 全体計画及び個別計画

1. 全体計画

(1) ゾーニング

特別史跡百濟寺跡の再整備事業の目的・理念、そしてそれらを達成・実現するための基本方針を踏まえ、以下に機能配置をし、それぞれ目標とする内容を整理する。



図 7-1 ゾーニング図

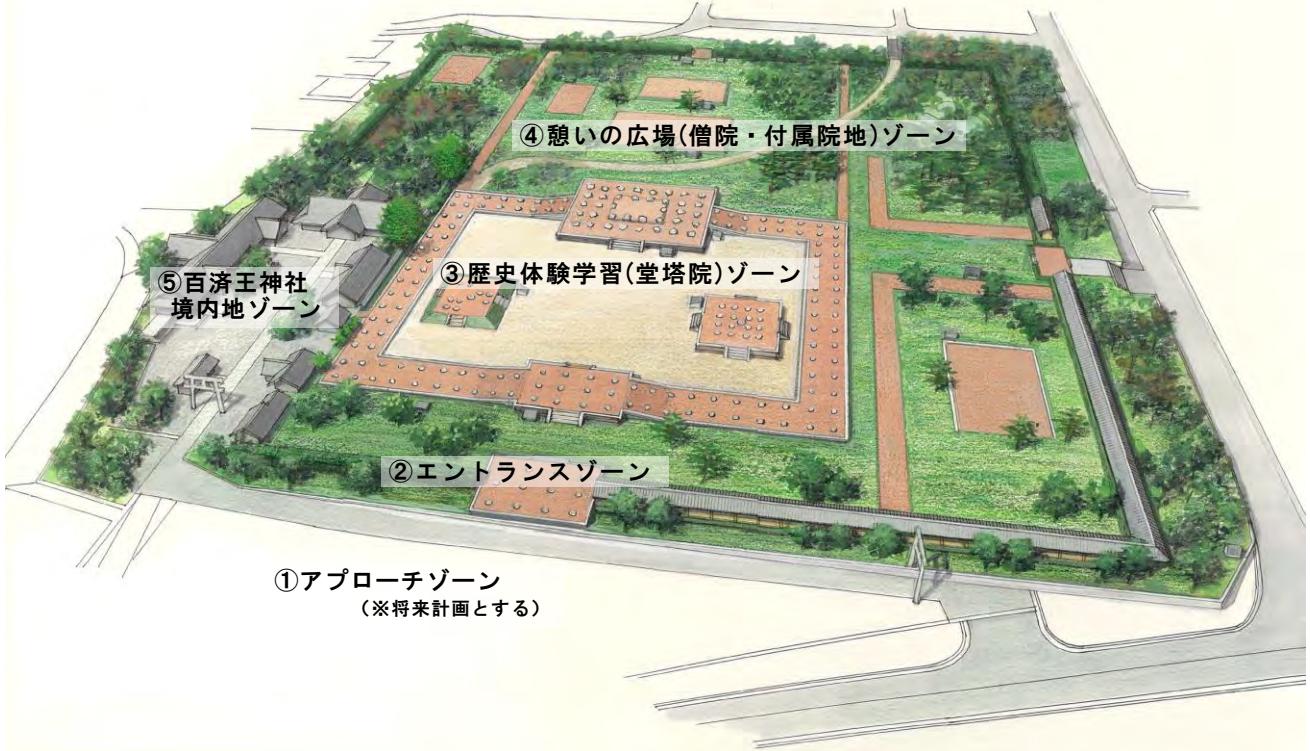


図 7-2 全体整備計画イメージ

① アプローチゾーン

<位置>

百済寺跡の南に位置する民地部分と、寺域南辺に沿って延びる百済王神社の参道を含む、三角形の範囲である。民地は、府道(一般府道139号枚方茨木線)に面する下段と参道となっている道路に面する上段の2段のひな段状の地形で構成され、府道側は道路用地として更地になっている。

<ゾーン目標>

百済寺跡の史跡指定範囲は大半が寺域で、利活用等に供する場が不足していることから、南側からの正面景観の確保と、百済寺跡公園のアプローチゾーンとして、駐車場・ガイダンス施設等、利便性向上のための施設整備を図る。

来訪者に対するガイダンスや休憩・便益施設のほか、史跡の管理と文化財収蔵庫の機能も集約した複合施設を建設し、百済寺跡来訪者への情報・サービスの提供、史跡及び公園管理、調査研究の拠点とする。

史跡指定地外に位置するひな段状の造成地形で、百済寺に関連する遺構が存在する可能性が低いことから、段差利用や半地下などの史跡側の景観に影響を及ぼさない構

造の施設配置も可能である。府道から施設、さらに施設から南門前面へのアプローチを整備し、エントランスゾーンの整備と一体となった視覚的な正面性の確保と南入りの動線の確保を図る。

アプローチゾーンを早期に整備する必要性は高いが、上段部分は戸建住宅が建つ民地であることから、ゾーン全体の公有化に向けたプロセスを具体的に検討した上で、長期的な視点に立って計画的に公有化を進めていく。

② エントランスゾーン

<位置>

アプローチゾーンの北に位置する百済寺の寺域南辺に該当し、東西方向に細長く伸びる。寺院においては南側正面を占める重要な部分である。

<ゾーン目標>

百済寺跡の正面性を整え、南からの動線を確保することを目標とする。南面築地大垣及び東面築地大垣の一部を復元展示することにより、寺域の顕在化を図る。さらに、アプローチゾーンを整備する際には、南門の復元を検討する。

復元に先立つ保護盛土により地盤高が現在より上昇するため、道路面との段差解消を図る必要が生じる。南門は南側道路と極めて至近な位置にあることから、基壇復元時に南面からの段差が大きく基壇に上がる階段が確保できない場合、基壇端の一部や軒が指定地外に突出する場合においては現指定地内で整備可能な部分のみ仕上げ、未完成部分についてはアプローチゾーン整備の段階で、南側動線と正面性を整える中で完成させるものとする。

指定地南側境界に沿って設置されている百済王神社の氏子が寄進した玉垣は、鳥居から神社までの参道を表として設置されており、南門の前面に当たる部分については移設等について百済王神社と協議を行うとともに、それ以外の部分においてはアプローチゾーンを整備する段階で移設を検討する。

③ 歴史体験学習(堂塔院)ゾーン

<位置>

金堂や塔などの堂塔が回廊で囲まれた百済寺の中核となる場所であり、史跡指定地において中央に位置する。

<ゾーン目標>

百済寺堂塔の基壇等を忠実に表現することで、伽藍イメージの再現をはかり、百済寺跡の中核をなすゾーンとして、古代寺院の空間体験を通した歴史学習の場となるような整備を検討する。

歴史体験学習ゾーンでは、堂塔院を構成する金堂、中門、東塔、西塔の堂塔、及び中門から発して金堂中央にとり付く回廊の基壇を立体表示の対象とする。ゾーン内は遺構の検出状況に基づいて、東塔は壇正積基壇、回廊は切石積基壇など基壇外装の復元を検討する。さらに、金堂と中門、回廊基壇上には礎石、東塔には礎石と心礎を復元配置して柱位置や柱間を表現する。西塔については、当時の礎石と心礎をそのまま

露出展示する。

基壇に上る階段が確認されている東塔は、4面の階段を復元する。西塔基壇の階段は、検出遺構に基づいて4面ともに整備するが、東塔の復元とは区別できるよう配慮する。塔以外の基壇に設ける階段は、位置や構造が不明であるため復元という誤解を受けないよう、かつ景観的に違和感の生じない規模と仕様を検討し、動線に沿って配置する。なお、塔以外では、階段の一部を車椅子が通行可能な斜路としたり、仮設スロープを設置可能とするなど、バリアフリーにも配慮する。

復元した基壇等の遺構には、調査時の写真や復元の考え方、寺院における伽藍の位置づけ等を記載した説明板を配置する。見学の主たる動線が南からあることを考慮し、板面の位置は往時の百済寺における主動線から堂塔院を見る前提とする。



図 7-3 歴史体験学習(堂塔院)ゾーンの整備イメージ

④ 憇いの広場(僧院・付属院地)ゾーン

<位置>

堂塔院の北および東側に位置し、百済寺の僧院と付属院地に該当する範囲である。一部史跡指定地外の公園用地を含み、東側と北側の一部が公道に接する。

<ゾーン目標>

僧院には講堂や食堂等の建物、東北院(修理院)には冶金工房、東南院には基壇礎石建物が配置されていた場所であるが、近隣宅地における身近な公園及び貴重な緑の空間という現状の利活用を継承する。このため、遺構配置等の実態を踏まえたうえで、市民が憩えるオープンスペースとして、また、日韓の人びとが集い交流する場として活用できるような環境整備を検討する。

僧院の講堂と食堂については、基壇の立体表示により堂塔院から続く伽藍中軸線の存在を意識できるよう配慮する。基壇上面には新たな礎石は配置せず、ステージ等としての利活用のしやすさに配慮する。東南院の基壇礎石建物と東門についても、基壇の立体表示を検討する。その他、再整備に伴い新たに確認された建物遺構や、僧院や付属院地を区画する築地遺構については、平面表示とする。

東北院部分の南北間の段差地形については、往時の地形について復元検討を行ったうえで整備レベルを設定し、活用時に支障とならない形状で顕在化する。

ゾーン内にある樹木は基本的に現状維持とするが、遺構表示として基壇や築地上に植えられている樹木は伐採し、群生するアラカシの間伐等を検討する。築地大垣のカナメモチによる遺構表示は継承して寺域を可視的に表現することとし、表土流出と遺構の搅乱の危惧される部分については間伐等を行う。

⑤ 百済王神社境内地ゾーン

<位置>

寺院の南西にある百済王神社の境内地。

<ゾーン目標>

百済王神社は百済寺跡の歴史の一翼を担ってきたといつても過言ではなく、百済寺の寺域内にあるが、百済寺跡公園区域には含めず当該公園との共存を目指し、当面は地下遺構の保存を図る。



図 7-4 百済寺跡再整備計画全体平面図

2. 個別計画

(1) 遺構の保存に関する計画

遺構保存は、調査等により保存すべき対象と規模・形状、遺存状況を明らかにし、破損の状況に応じて保存処理を施した上で、保護盛土、排水、止水・防水、洗掘防止、防根処理などの措置を講じることである。

百済寺跡では、保護盛土層が薄いため遺構の洗掘や樹根による搅乱等が生じており、これらの要素を排除し、新たに保存措置を施す。

① 樹根による悪影響の排除

公園区域内には、昭和40年(1965)以前から存在し整備時にも残されたマツ等の修景樹木と、遺構表示等の目的を以て整備時に計画的に植栽された樹木、整備後に実生から成長した樹木が存在する。これらの中から、遺構保存上排除が必要な樹木を選択し、伐採を行う。

基壇等の遺構上で生育している樹木については、基本的にすべて取り除く。百済王神社に隣接する西面回廊上に生育している樹木については、百済王神社と協議し、図7-5のように取り除く樹木と残す樹木とを取り決めた。掘り起こしによる遺構への影響が過大となることから、抜根及び移植は行わずに、遺構直上にて切り崩しとする。

食堂に樹根が入り込んでいるマツは遺構面直上で切斷する。土が固く根が入り込めず、遺構の基壇面上を横方向に走っている部分は、樹根を切り崩しながら地上部分を除去する。

西塔基壇の東階段付近にあるクスは伐採し、遺構面付近まで切り崩しを行うことを前提として整備するが、樹根により変形が生じている基壇盛土部については根の除去を行う。このクスは昭和40年の整備以降に実生から成長し現在の姿に至っている。このほかにも計画的な植栽でない自生樹木や草本類が存在する。今後は維持管理の中で常に確認を行い、実生は早期に抜き取るなどの植生管理により遺構保存に努める。

史跡が百済寺跡公園として管理されてきた中で、樹木は良好な近隣住環境の構成要素として、市民が花見や緑の空間を楽しむ上で不可欠な要素として認識されているが、遺構の保存上必要な伐採については周知と理解を図るとともに、植栽の再配置も含めた良好な空間形成についての計画は「(4)修景及び植生に関する計画」に示す。



基壇が著しく搅乱された部分のみ抜根

② 保護盛土

保護盛土は、過荷重による沈下やクラック等の発生を防止するために、適切な盛土締めを行った層が30cm程度必要である。よって、基壇及び礎石を立体的に表示する場合、既存礎石(基壇遺構上面より10cm突出)の保護盛土を30cm、その上に礎石の基礎地業20

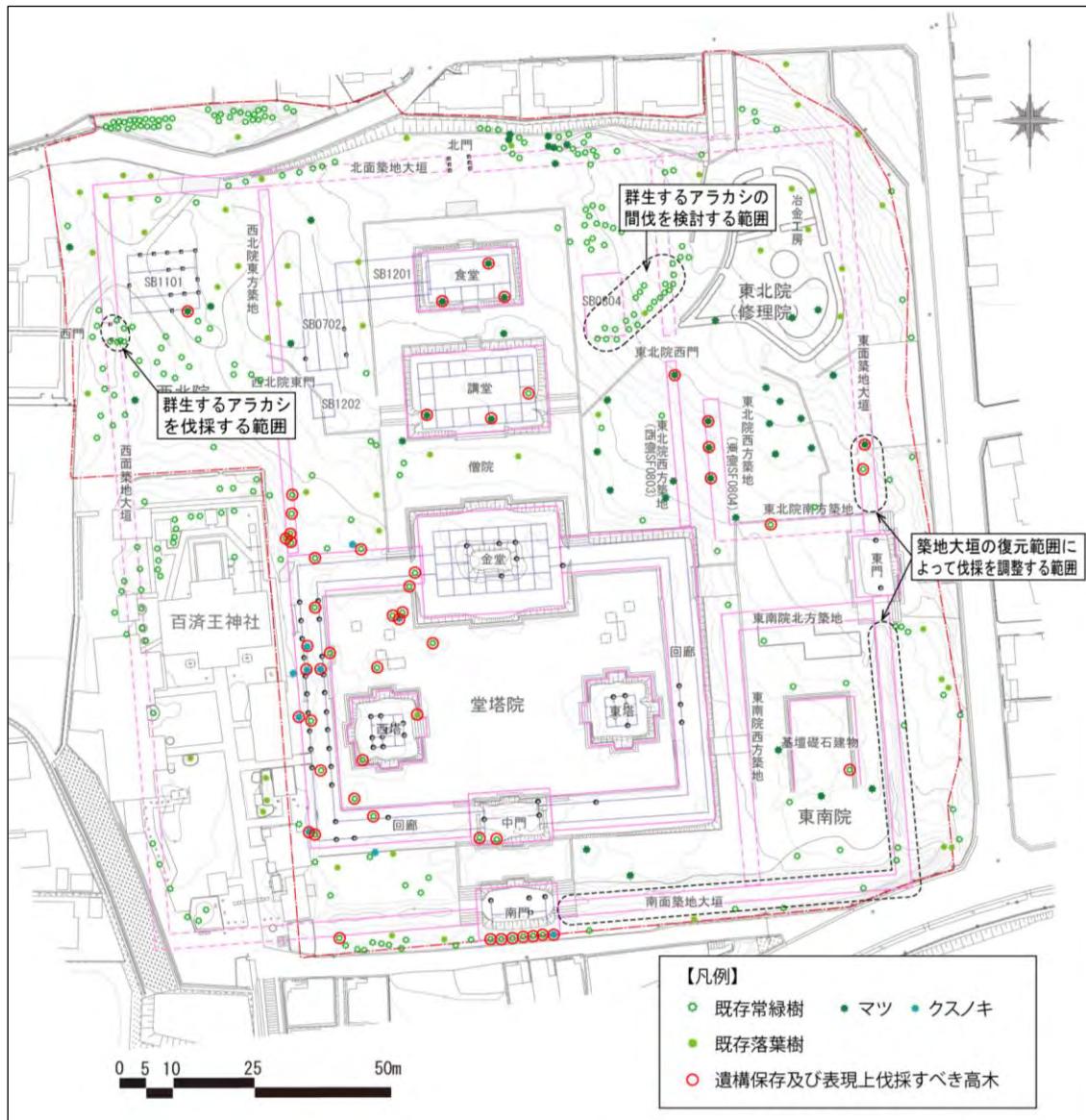


図 7-5 樹木伐採計画図

cm、礎石の埋設深度 10 cm とすると、基壇遺構の上面から 65 cm 程度上が基壇の整備上面となる。

なお、基壇上面の削平等破損が大きい場合も、遺存する礎石や礎石下の基礎地業から本来の基壇上面を想定し、ここから 65 cm 上を整備レベルとして、各堂塔の本来の基壇の高さ関係が表現されることとなる。併せて、残された樹根に対しては、上部に保護盛土を施すことで酸素供給を断ち、腐食による空洞化の進行を抑制することになる。

③ 遺物の保存

史跡指定地内からは、これまで博仏をはじめとして多くの遺物が出土している。未調査の部分においても遺物包含層が広域に遺存しており、これらの保存のため遺構に限らず周辺も保護盛土と同様の厚みで盛土を行う。

(2) 地形造成に関する計画

i) 整備レベルの設定

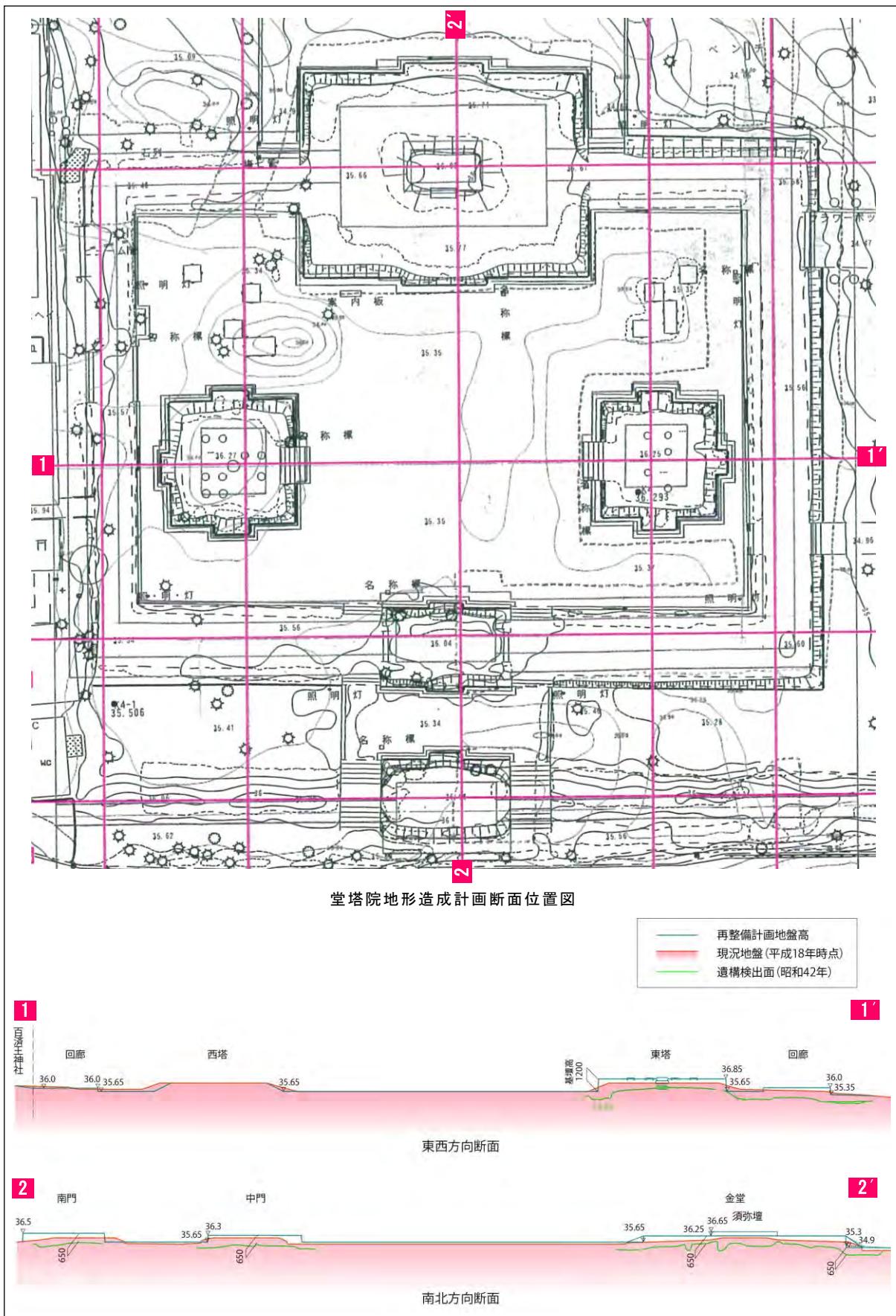
これまでに実施された発掘調査で確認された旧地表面の地盤高をもとに地形復元の検討を行い、この旧地形に遺構の養生厚や地中の埋設物等の設置深度から算出した保護盛土厚を加算した高さを整備地盤レベルに設定し、地形の造成を行う。

旧地形を掘削することなく上下水道や電気などの設備配管やハンドホール等を埋設するには旧地形と造成面の間に 60 cm 程度の盛土層(人が通行する条件での埋設深度)が必要であるが、現状地形と旧地形との差は、深い所で 80cm(北門付近)、浅い所は 0 cm でヒューム管が露出している箇所もある。整備当初は敷地全体を一定の厚みで保護していたものが、洗掘されて表土が浅くなっているようである。

保護盛土の考え方で示したように、基壇遺構の上面から 65 cm 上が整備地盤レベルとなる。基壇本来の高さを表現するため、地形造成も発掘調査成果から復元対象の時代の地盤高を想定し、ここから造成レベルを算出する。

ただし、排水や周辺地盤との擦り付けの関係上、その設定を変更する場合が生じるが、これについては基本設計の中で細部の調整を図る。

なお、地形造成に数千 m³ 単位の用土の搬入が必要となるため、搬入車両の選定及び搬入時間については周辺の住環境に十分配慮する。また、地形造成の過程で解体・撤去の必要が生じた、昭和 40 年代の整備に用いた間知石については、石積に転用するなど再利用を検討する。



基本的に造成レベルの設定は、同一史跡内では一律に設定する場合が多いが、歴史的建造物と復元建造物が併存する場合においては、整備地盤レベルを上げて復元した建造物に比べて歴史的建造物の基壇が著しく低く見えるなどの不整合が生じる場合もある（事例1）。

基壇外装まで比較的良好に残る遺構を保護しその上に建造物や基壇を復元する場合、残存遺構の上面より上に構造物の基礎を設定する必要が生じるため、整備地盤レベルが非常に高くなる。このレベルで全域を造成すると、必要ない部分まで過大な盛土が施されるため、工事期間や費用が増大するだけでなく、周辺地盤との擦り付けや排水に支障が生じる可能性もある。このような場合にはエリアを区分して整備の方向性に応じた造成レベルを設定する方が適している（事例2）。

百済寺跡の再整備においては、金堂の須弥壇のように100cm近い高さで基壇が残る部分もあるが、基壇外装の遺存状態が悪いため、「(3) 遺構の表現に関する計画」に示すように整備地盤を比較的低く設定することが可能である。よって、整備地盤レベルは一律に設定する。

隣地境界及び道路境界に近い部分については、地盤高の擦り付けの中で調整を図る。

事例1：整備レベルを一律に設定

史跡薬師寺旧境内では、遺構保護のため、復元に際しては往時のレベルより70cm上げた面を整備地盤高に設定している。ただし、国宝の東塔は本来の地盤高に建つため、周辺地盤及び他の復元建物との高さ関係に差異が生じており、解体修理に伴いレベルの設定の検討がなされている。



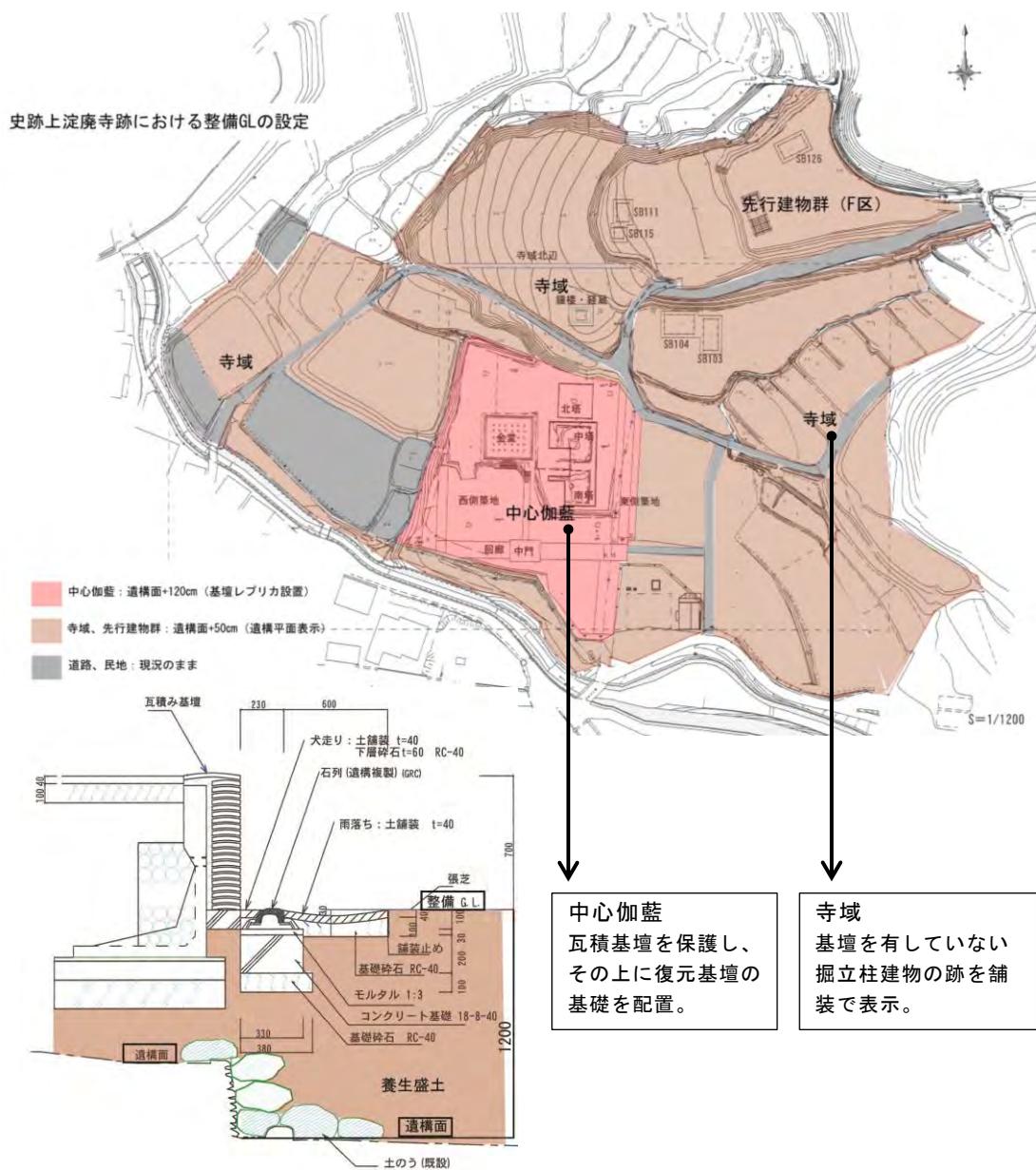
東塔（国宝）
東塔は西塔と比べて基壇が低く見える



西塔

事例 2：整備レベルを複数設定

史跡上淀廃寺跡（鳥取県米子市）では、塔と金堂の基壇復元等を行う中心伽藍は遺構面+120 cm、遺構の平面表示を行う中心伽藍外側の寺域と尾根筋にある先行建物群では遺構面+50 cmを整備レベルに設定し、中心伽藍を取り囲む築地部分で段差の調整を行っている。



ii) 表層水の排水と暗渠管敷設

敷地全体としての表層水の安定した排出及び表土の洗掘防止と、回廊や築地等により囲われた部分に滞留する雨水の排出を目的として、排水施設の整備を行う。

なお、敷地の流末に当たる北東部分での公共下水道への繋ぎ込みにあたっては受け入れ先である下水道部局と調整を図る。

① 敷地の排水

○地盤傾斜より緩勾配の水路整備

雨水はわずかな勾配であっても流れが生じ、窪みや傾斜変換点、屈曲等があればそこに水が集中して水みちとなり、洗掘が急激に進行する。水路の配置においては、勾配を緩和し流速の低減を図るために、指定地北東の敷地勾配が5%を超える場所においては、水路方向を敷地勾配と変化させて緩勾配となるように配置する。また屈曲点で水が越流しないように、遺構に配慮したうえで容量の大きい枠の設置や下流側に余水を受けるサブの枠を設置するなどの対策を施す。

○横断溝の設置

基壇の立体的な表現に伴う構造物の排水に加え、勾配のある敷地の表層水を確実に受け、流速の低減を図りつつ、流路を分散させる形で段階的に公共下水道につなぐため、勾配が急な敷地北東部分に横断溝を配置する。

横断溝は集水機能を考慮して開渠を前提とし、公園整備で使用されている間知石の再利用や石材とソイルセメントの併用など景観に配慮した構造とする。

○植栽による流速の低減と浸透能力の向上

憩いの広場ゾーンの東側に位置する東北院部分は、造成した表層の仕上げを張芝とし、流速の低減と洗掘防止を図る。また、横断溝の背後にはササ類や30cm未満の低木や草本類を配置し、横断溝の越流の防止とともに、来訪者が心地よく過ごせる空間としての修景要素とする。

② 滞留水の排水

昭和41年の整備では、堂塔院の排水については基壇整備に伴う側溝で行っている。中門の中心の側溝底面を最も高く設定し、ここから東西に振り分けて、東西の回廊に沿って北へ回し、金堂東西の回廊遺構を横断して北側に排水している。回廊を横断する排水関連遺構は検出されておらず、排水の機能の向上を図るために基壇遺構の一部を掘削して暗渠管を敷設する整備が行われた。(図7-7参照)

平成22年度の発掘調査で、南面回廊の西隅で回廊の床下を南北に走る暗渠施設と、南面回廊の南を回廊に沿って走る排水路が確認されている。

基壇下の地山高を比べると、中門がT.P.+35.0mであるのに対し南門はT.P.+34.9mと中門の方が高いことから、回廊内部の堂塔院の水は南北に振り分けて排出していた可能性もある。

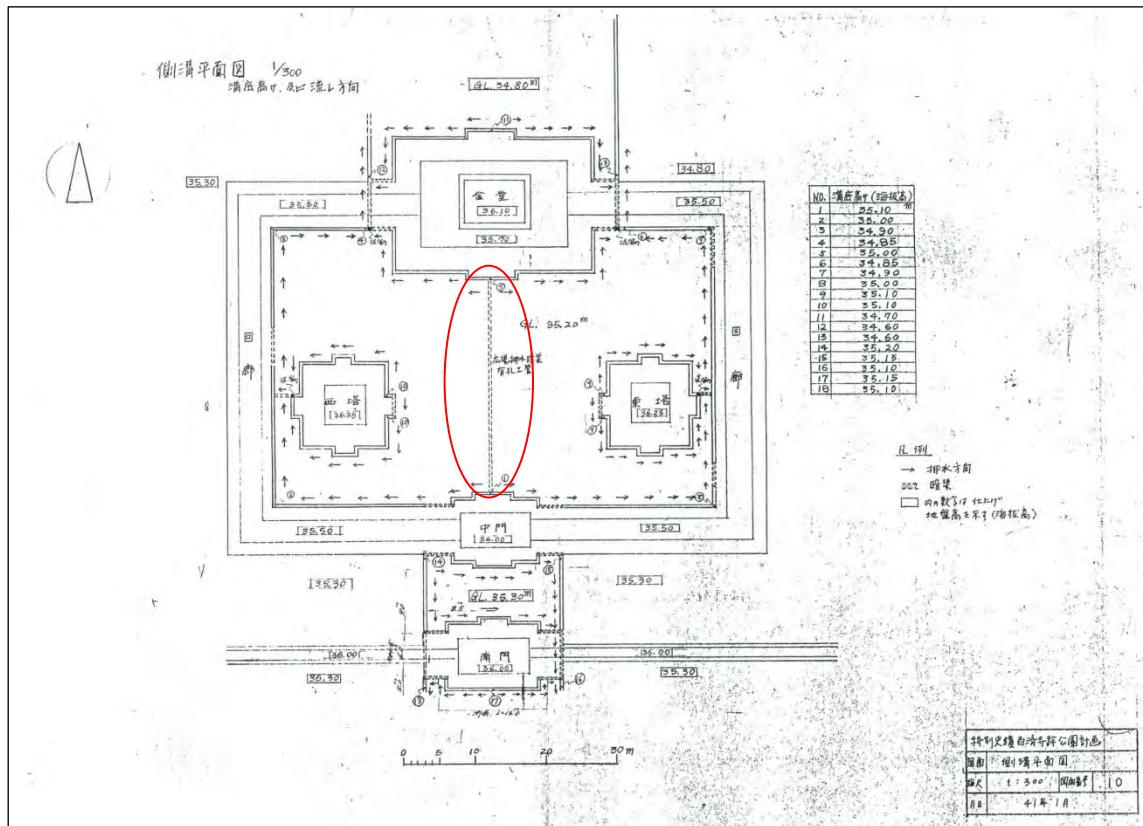


図 7-7 昭和 41 年整備時の排水計画（特別史跡百濟寺跡公園計画・側溝平面図）
赤丸範囲の暗渠は未施工

南西隅と対称の位置にある南面回廊東側については、昭和 40 年度調査では排水遺構は検出されていないが、改めて遺構の確認を行う必要もある。

堂塔院のほか、東南院、西北院等において築地を立体的に表示する場合においても、同様に基壇等遺構保存のため、基本的に排水路は本来の暗渠位置に管路を埋設する、もしくは既に搅乱された部分を使うことを前提とし、排水を目的とした遺構面の掘削は行わない。

③ 公共下水道への流出の低減

近年、局地的な集中豪雨時に、公共下水に流入する雨水量が処理容量を超える周辺が浸水する被害が増加している。地形的に特に水が集中する北東隅の史跡指定地外等に浸透弁を設けるなど、公共下水道への流出の低減を図る。

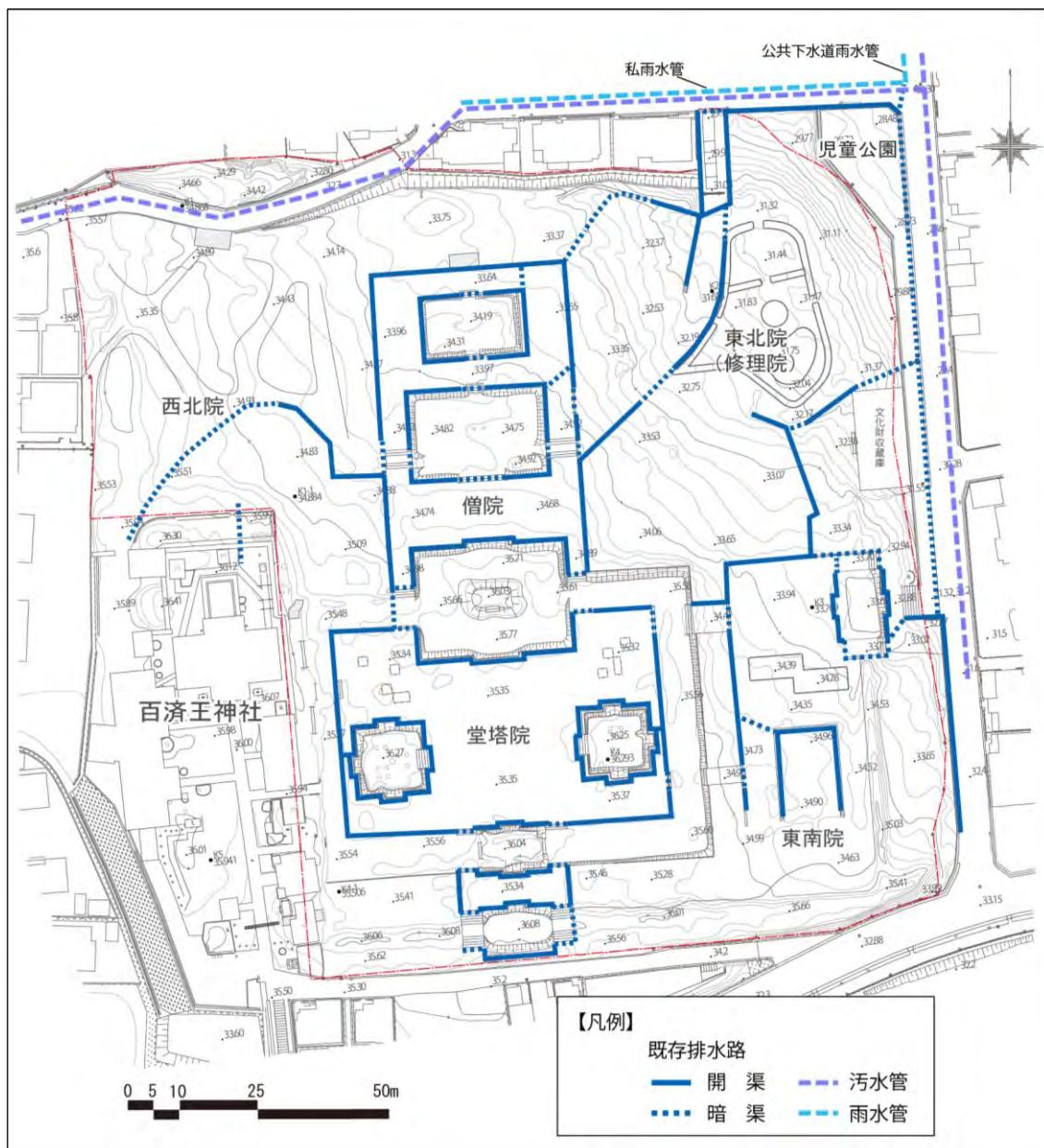


図 7-8 排水現状と公共下水道（青線：史跡整備に伴う排水路）
※排水ルート及び規模の詳細は基本設計において、検討を行う。

(3) 遺構の表現に関する計画

遺構の表示や復元は、同位置、同規模で表現するのが原則であり、現存する遺構に適正な保護盛土を施し、その上面で整備を行う。

i) 遺構の立体的表現

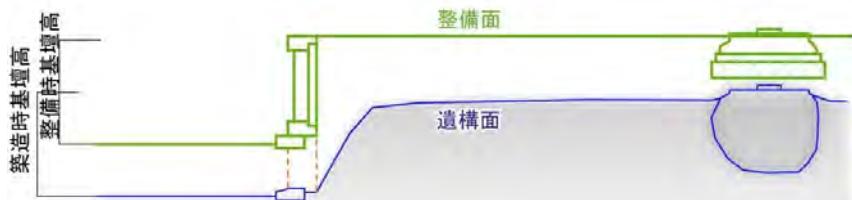
① 基壇と礎石による建造物遺構の立体的表現(復元)

表示対象は、歴史体験学習(堂塔院)ゾーンにある中門、東塔、西塔、金堂、エントラنسゾーンの南門とし、基壇と礎石及び心礎、さらに基壇外装、地覆、犬走りや雨落ち等も検出遺構から想定して表現する。

基壇遺構の復元展示においても、基壇を復元してその規模を表示するのか、できる限り礎石等の本物を見せるのかにより整備方法が異なる。

A案 基壇の高さを正しく表現する

残存遺構を養生した上で、当初の基壇高を忠実に復元する。現存する礎石は基壇の中に埋まってしまうため、礎石の位置は基壇上に設置した新補材で表示する。基壇の遺構の残存状況によっては、周辺地盤面も造成盛土厚が大きくなる。オリジナルの礎石は確実に保護されるが、実物を見ることができなくなる。



B案 本物の礎石を基壇上面で見せる

原位置を保っている礎石の天端が整備した基壇上面に見えることを優先し、基壇を本来の高さより低く整備する。この場合、基壇高が本来の規模より低くなり誤解を招きやすい。

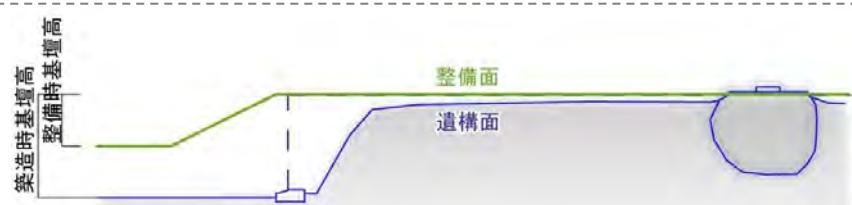
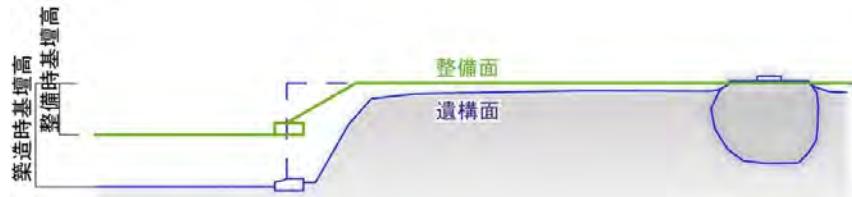


図 7-9 基壇・礎石の整備模式図

歴史体験学習(堂塔院)ゾーンでは、基壇等を忠実に表現することで伽藍イメージの再現を図る空間として、また、百済寺跡の中核をなすエリアとして整備するという方針に従い、A案の基壇の高さを正しく表現する方法で、中門、東塔、金堂、回廊を整備する。ただし、今まで見えていた本物の礎石が見えなくなるというデメリットを解消するために、西塔についてはB案とし、本物の礎石や心礎を公開することで、古代そのものを直に体感できる整備を行う。

南門基壇はA案とし、将来的な歴史的建造物復元を目指す中で、先行的に実施する復元の一部と位置付け、現存する基壇遺構の保存と建造物の荷重等の支持を前提として、盛土や地業の材料を選定し、施工を行う。南門の南面階段は指定地の外に延びることから、階段の復元はアプローチゾーンの南面動線の整備に伴い実施するものとする。

復元した基壇外装を長期間に亘り良好な状態に保つためには、継続的な維持管理を行うことが不可欠である。基壇盛土や瓦の目地土などの凍上による緩みや瓦の割れなどのモニタリングを行い、破損箇所は速やかに修理を行うことで劣化や破損の拡大を防止する。オリジナルの瓦や塼などはあらかじめ補足材料を準備しておき、型も残しておき追加製作を可能とするなど維持管理の体制も整えておく。

表 7-1 基壇の復元整備における仕様一覧

項目	仕 様（その他整備の考え方）
基壇外装	<ul style="list-style-type: none"> ・基壇は検出状況に基づき凝灰岩壇正積基壇(東塔)をはじめ、切石積基壇、瓦積基壇あるいは塼積基壇での復元を検討する。 ・基壇外装に用いる瓦や塼は、同形状のものを新たに焼成し、凝灰岩切石は材料分析を行い、できる限り同種の石材を選定し、加工して使用する。 ・なお、整備する基壇の根石の基礎地業及び外装の背面において構造的な安定が確保できない場合には、部分的にコンクリートの補強や保護層範囲のなかで土壤改良等を施す。
基壇上面	<ul style="list-style-type: none"> ・基壇上面は、三和土(凍上防止のため、固化材等の添加も検討する)とし、須弥壇の外周などは塼敷とする。塼も基壇外装の瓦同様に新たに焼成する。 ・基壇上に建造物が存在しないため、雨水の浸透により基壇に孕みや積みに緩みが生じないよう、基壇盛土層を粘土と砂の互層とすることや、遮水シートの挟み込みなども検討する。
基壇盛土	<ul style="list-style-type: none"> ・現存遺構上に施す基壇の盛土は、礎石の沈下が生じないように石灰等を添加した強化や層状盛土による施工等により支持力を高める。
基壇の階段	<ul style="list-style-type: none"> ・基壇の階段遺構が検出されており、位置や形状などを復元可能である場合は階段を復元し、これを基壇上への動線とする。不確実なものについては、公開のための工作物として復元とは異なる材料や仕様で整備し、復元と整備を区別する。 ・整備においても特別史跡としての景観や歴史性を考慮して、そのデザインを決定する。
基壇犬走り、雨落ち	<ul style="list-style-type: none"> ・検出されていないため、排水のための雨落ちを整備する。 ・なお、整備で行う雨落ちの仕様は、復元とは区別できるようにする。

② 基壇と礎石による回廊遺構の表現

歴史体験学習(堂塔院)ゾーンを区画する回廊基壇を表現する。

基壇の立体的方法は、前項①の建造物基壇と礎石の表現におけるA案とし、基壇上面に礎石(レプリカ)を配置する。

③ 基壇の立体的表現と基壇上建造物の平面表示

憩いの広場(僧院・付属院地)ゾーンの講堂・食堂、東南院の基壇礎石建物、東門など、基壇建物については、基壇の立体的な表現を行う。基壇上面は、利活用の促進を図るため段差が生じないよう配慮し、舗装の色調の違いや敷石埋め込み等の方法により、礎石もしくは柱位置の表示を行う。

④ 築地大垣の復元整備と植栽による遺構表示

築地大垣に関しては、南門に先行して復元整備を検討する。検討する範囲は隣接地や周辺地との関係から、南面築地大垣の南門より東面築地大垣の東門の間、さらに東門より北側の一部までとする。

築地大垣の基壇高は南面と東面で 60 cm と確認されているが、指定地の境界付近に位置しており高さのある表現は難しいことから、築地大垣を復元整備する以外の部分においては、基底部の高さを整備地盤面から約 40 cm に留めて整備を行い、その上にはカナメモチ等を植栽し寺域を可視的に表現する。溝は 10 cm の深さにくぼみを設けて表示する。

なお、築地大垣の一部に昭和 42 年(1967)の百済寺跡公園整備で植栽したカナメモチが 2 本/m² の割合で存在するが、40 年余りを経て大型化し、うつ閉により表土が露出し、洗掘が進行する状態となっている。このため、盛土した築地の遺構表示部分の斜面には、半陰地や陰地でも生育可能な芝やササ類、草本類で地被植栽を施すとともに、既存樹木を間引する。

ii) 遺構の平面表示

憩いの広場ゾーンにあり、遺構は検出されているが機能が確定できない建造物及び規模が確定できない建造物は平面表示を行う。その際、西北院にある掘立柱建物 SB1101 は掘方を、僧院の西側に位置する SB0702 は想定される柱位置を、いずれも舗装や石張等の段差が生じない仕上げで表示する。

同じく憩いの広場ゾーンにある付属院地の築地についても、寺域内が機能により区画されていたことを表現するために舗装等による表示を行う。

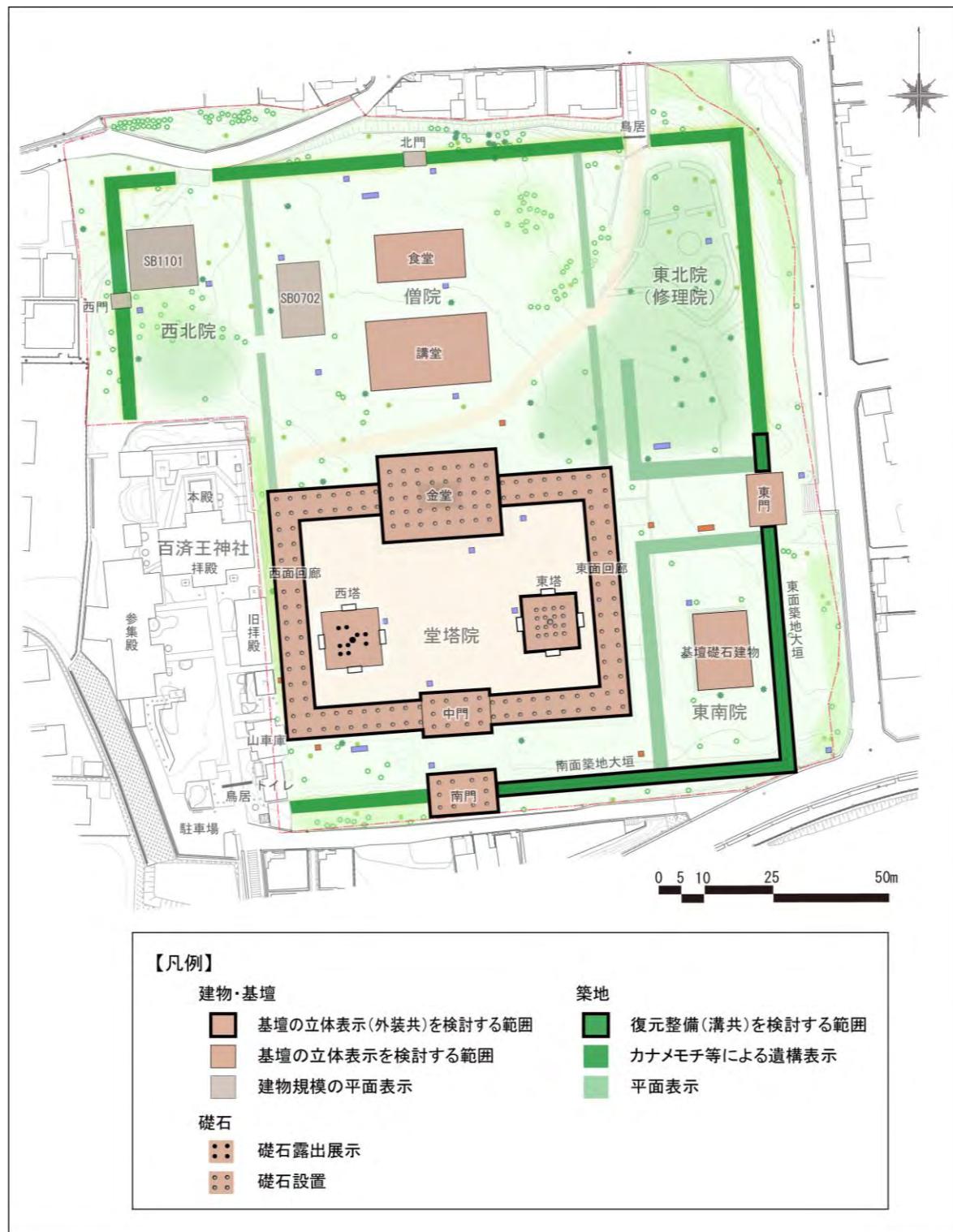


図 7-10 遺構表示計画平面図

(4) 修景及び植生に関する計画

緑豊かな憩いの場としての機能を継承・発展させていくため、遺構保存に悪影響を与える樹木を伐採する代わりに、適切な位置に補植する。

昭和 42 年(1967)に策定された『特別史跡百済寺跡公園計画案』では、高木植栽の管理について、大垣の遺構表示としているカナメモチは高さ 2 m で管理、敷地境界に植栽したアラカシの大刈込は南面のみ遮蔽植栽として 4 m、他は 1 ~ 2 m に刈り込み管理することが示されているが、樹木の大木化が進行しており、再整備後はこの高さを超えないように維持管理を行う。なお、南面及び東面築地大垣の復元展示、西面回廊は基壇の立体表示を計画しているため、既存樹木は伐採し別の場所に補植する。



図 7-11 植栽計画図（既存樹木の伐採は、図 7-5 参照）

「表層水の排水と暗渠管敷設」の項で、表層水の流速低減のための地被植栽について記載したが、低木や地被などの植栽は流土防止効果が高く、また、照り返しがない、子供が座り込めるなどの点で公園利用としても有効である。このため、憩いの広場ゾーンは基本的に張芝等の地被類による仕上げを行う。

また、敷地境界部には、現在遺構表示として使われているが再整備において処分の対象となるコクチナシやサツキなどの低木を移植し、敷地外への雨水や土砂流出の抑制を図る。

① 樹木の伐採・移植及び樹根の除去等

基壇上に位置し遺構を搅乱しているもしくは搅乱する可能性のある樹木、伽藍の広がりや眺望点からの視界を遮断している樹木、洋種や外来種の草本類等、史跡の保存および歴史的景観形成上、望ましくない樹木は伐採する。

また、これまで枯損や危険などの理由で伐採した樹木は、遺構との関係から抜根せずに樹根を残したままであり、樹種によっては切株からひこばえが生じ、生育し続いているものも見られる。このため、遺構保存上適切でない位置にあるもの、修景樹木や歴史的景観に適さない樹根は枯死させ

るか、切り崩して除去するなど、樹木が確実に成長しないよう措置を施す。



回廊基壇上のマツ苗木



枯死した樹根とひこばえの生じた切株

② 既存樹木の保全対策

敷地の造成に伴い、既存樹木の周辺に盛土をすると、根による呼吸が阻害されて、樹勢が弱ってくることから、酸素管とホワイトロームを併用することでこの現象を防止し、保護育成をする既存樹木を保全する。

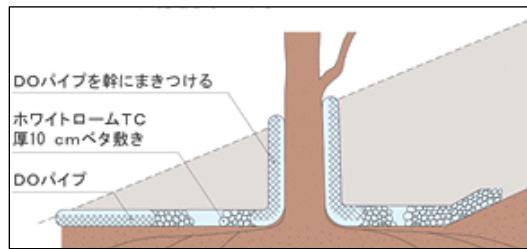


図 7-12 既存樹木の周辺嵩上げ対策模式図

③ 新規植栽

新たに植栽する場合は、盛土等により十分な保護層を確保し、郷土樹種の中から樹根の性質を見極め、従前から育まれてきた緑地空間の在り方を考慮した上で、樹種の選定を行うものとする。

特に、遺構表示として整備する大垣の樹木においては、樹根による遺構面の搅乱を防止するため、植物の根の成長点に強く作用し根茎の根の伸長方向を変える防根シート(バイオバリヤー)を植穴の下部に敷設したのちに植栽の植え付けを行う。

マツについては、「百済寺跡の松風」として枚方八景にも選ばれている松林の景観保全に努める。十分な保護盛土がなされないまま植えられ、遺構に悪影響を及ぼしているマツについては伐採を検討するが、伐採した分については松林の植生区域を東北院の北半に広げて補植するなどの修景を図る。近年、マツノザイセンチュウの影響によるマツ枯れが著しく進行していることから、抵抗性マツを補植し保護育成を図る。

西面回廊の樹木伐採に伴い、回廊溝から百済王神社との敷地境界までの間には常緑の中低木(ナンテン・カナメモチ・サンゴジュ・クチナシ等)を植栽する。生垣状の密植は避け、間隔をあけた点植とし、境内地建物への直接的な視線を和らげるよう配植する。

また、神社北側に保護育成植栽帯を設け、神社周辺の緑陰形成に考慮する。植栽する樹木については、今後、百済王神社及び文化財担当部署、公園担当部署と協議する。

(5) 管理施設及び便益施設に関する計画

現在、百済寺跡にある便益施設は、百済王神社境内地にある市の所管する公園利用者用トイレと文化財収蔵庫の2カ所であるが、公園内のほぼ全域が史跡指定地内で、かつ寺域内になるため、今後もこれ以上の便益施設は配置しない。アプローチゾーンの公有化が完了した段階で、このエリアに建設するガイダンス施設に、管理、便益、案内誘導等の機能を集約する。

寺域の東側にある文化財収蔵庫は建設から約40年を経過し、老朽化の進行と耐震上の強度不足が懸念され、現状のまま公開し続けるのは困難であるため、解体・撤去する。ただし、文化財収蔵庫を撤去すると、アプローチゾーンが整備されるまでの間、史跡内にガイダンス施設がなくなるため、仮設施設の建設を検討する。機能は壁面等を利用して関連遺物やパネル展示などを行うものを想定し、便益と休憩等の機能も併せ持たせる。建設場所には、史跡指定地外で遺構が確認されていないこと、建物の存在が景観に与える影響を抑えるような低い場所にあること、公園利用者のうち特に百済寺跡の見学を目的とした来訪者の利用動線上に位置し利便性が高いこと、の3点を考慮して検討する。

この施設については、アプローチゾーンに予定されるガイダンス施設の整備が行われた後も、ガイダンス施設の休館時に利用できる補助的な施設として活用する。



史跡指定地内に建設された便益施設の例
建築面積約 36 m² (米子市 : 上淀廃寺)

(6) 公開・活用及びそのための施設に関する計画

① 利用者動線

百済寺跡には、史跡の学習等を目的とした見学者、日常的な公園でのレクリエーション等を目的とした利用者、百済王神社の参拝者という、利用目的の異なる3つの来訪者に大きく分類できる。それぞれの来訪者が目的に沿った利用ができるよう、それぞれの利用動線を想定して適切な整備をすることが重要である。

史跡見学者が利用する主な入口は、南側の府道からアプローチして、東門あるいは百済王神社の参道を利用することが考えられる。百済王神社から史跡への導入は、現在旧拝殿の脇から入るものであり、当面この経路を利用することも想定される。ただし、将来的には整備後の利用状況等に配慮して神社と協力し、適切な動線を検討することが望ましい。このため、史跡見学者には伽藍配置や史跡指定地全体をより効果的に把握しやすいよう、最初に南門へ誘導し、「歴史体験学習(堂塔院)ゾーン」を中心に見学できるルートを設定する。あわせて、案内板や説明板、解説板等のサインを適切に配置して必要な情報を伝え誘導することで、史跡の理解を助けるものとする。

一方、日常的な利用者は北側や東側の住宅地から訪れ、主な利用エリアは公園北部の「憩いの広場(僧院・付属院地)ゾーン」に集中すると考えられ、入口から利用エリアへの最短距離の動線が想定される。

百済王神社参拝者は、神社参道として鳥居が設置されている南側の正面参道と北側の参道を利用すると考えられる。このため、神社の東側に沿うように整備する西面回廊にはスロープを設けて段差を解消し、参道としても利用できるようにする。百済寺跡と百済王神社の関係性や歴史を感じられる空間としての一体的な利用が期待される。

② 眺望地点整備

百済寺跡は周辺地より一段高い地点に位置するため、中門付近から北側を見ると、現代的な建築物や構造物はほとんど見えない。また、百済寺跡の北方には寺域の中軸線に沿って直線的に延びる道路が存在し、講堂及び食堂の基壇上から眺めることができる。その道路の延長上に百済王氏の居住域であった可能性が指摘されている禁野本町遺跡が広がる。

そこで、歴史的環境を保全し、百済寺跡と周辺遺跡との関連性や一体性への理解を深めるために、史跡指定地内に眺望地点を設定し、周囲の眺望に配慮した整備を行うものとする。

具体的には、南門と金堂の基壇上、食堂付近の3カ所を眺望地点として設定する。そこから堂塔院や僧院方向を眺め、周囲の現代的な構造物等は視界に入らないが山の稜線は見えるという景観にするため、周辺の建物を遮蔽できる植栽を縁辺部に施すなど、植生管理と連動した眺望地点からの修景整備を行う。また、食堂及び講堂の基壇に立って北方を眺めると、百済王氏のまちづくりの名残りと考えられる寺域の中軸線にそって、真直ぐに伸びる道路や禁野本町遺跡を眺めることができるために、北方への眺望確保に配慮して植栽を行う。

さらには、各眺望地点に説明板を埋め込むなど、百済寺跡の空間性・機能性、及び周辺地域との歴史的関連性を伝えるための機能の充実も図る。



中門付近から北側を見る



金堂から東側を見る

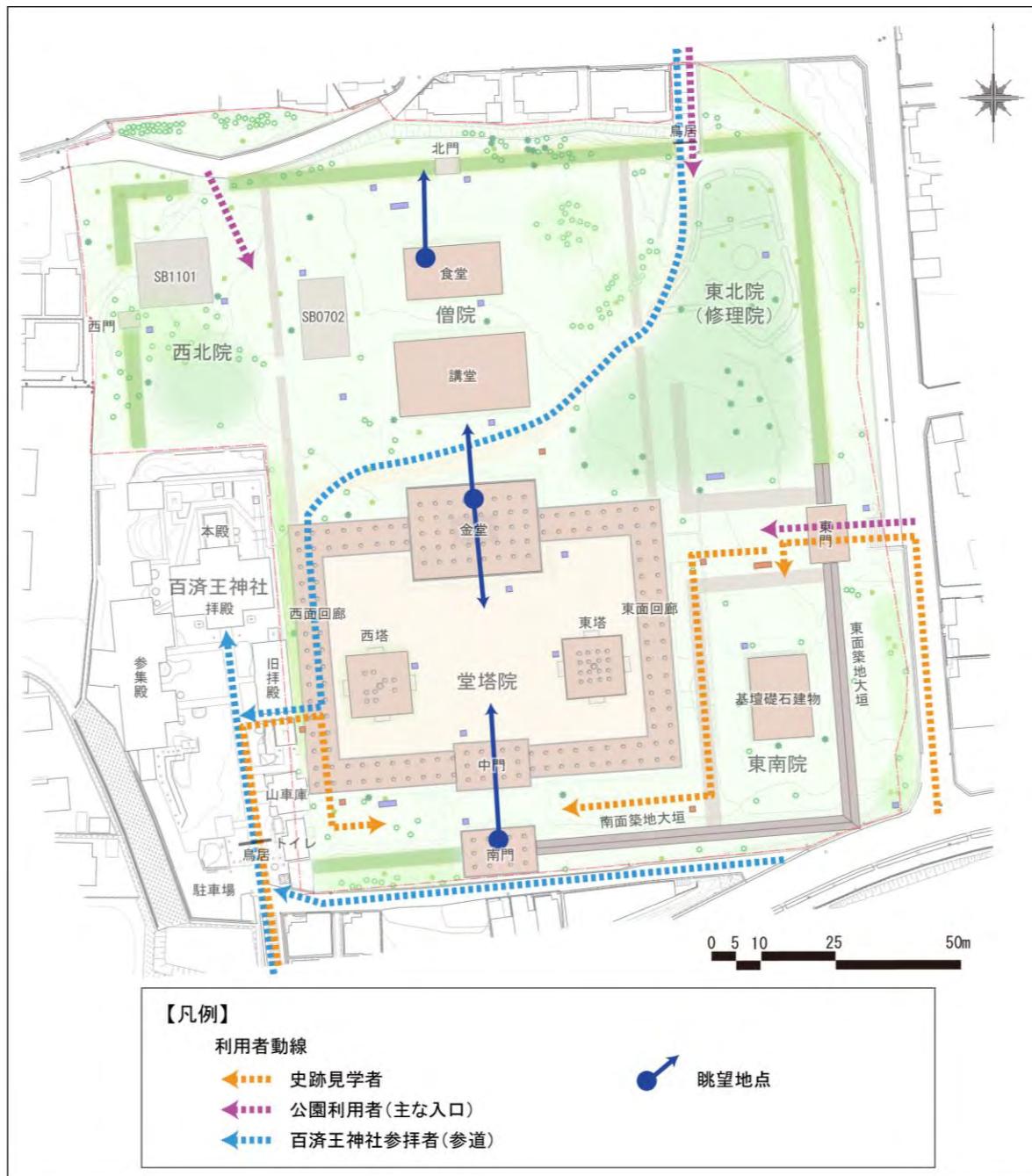


図 7-13 利用者動線および眺望地点

③ 解説・案内施設の設置

史跡の説明及び公園の利用に関する解説・案内を行うため、対象となる位置や用途に応じて、下記 a. ~d. の施設を設置する。

a. 総合案内

設置位置	史跡及び公園の主要の入口・導入部
種類	史跡及び公園の名称板、史跡の総合説明板、園内(史跡内)案内図、公園利用の注意書

b. ゾーン説明

設置位置	ゾーン又は院地ごと
種類	ゾーン、又は堂塔院や東北院などの院地ごとに位置づけ等の説明板、植生(マツ、サクラに加え新たな植栽等)の説明板

c. 個別説明

設置位置	各遺構・遺物検出現場付近
種類	整備した堂塔の名称標(石柱)、眺望地点における説明板、各遺構の説明板、大型多尊佛等遺物検出状況の説明板

d. 誘導案内

設置位置	動線の分岐点
種類	園内のルート表示板、周辺の関連文化財への道標等

上記のほか、史跡や公園、各遺構の名称板については、既存の石柱等を活用することを検討する。

説明板は、従来の文字やイラストを掲載した説明板に加え、QRコードを携帯電話やスマートフォンで読み取り、多くの情報を得る方法が各地で採用されている。QRコードは遺構の解釈や歴史的な位置づけ、評価の変化に応じた情報更新が可能であることから、本整備においても積極的に採用する。

また、国外からの来訪者や障害を持つ方への情報提供に考慮して、英語と韓国語等の外国語解説や音声解説等については、文字による表現もしくはQRコードでも対応するとともに、総合解説板や案内図等には点字表示を行う。

説明板のデザインは、導入部に設置する総合解説板は多くの人が見やすいよう立て看板の形式が適しており、遺構前面に設置する場合は床面に近い(低い)形式が景観的にも対象物との見やすさの上でも有効である。また、説明板の背面にコンセントを埋め込み、イベントや管理時の電源として利用するなどの複合的な機能も持たせる。

大型多尊佛等の遺物は、検出状況の写真を陶板に焼付けて地面に埋め込むなど、調査時のリアルな状況を見学者に伝えられるよう、多様な設置方法を検討する。



図 7-14 主な説明施設配置図

<説明施設参考事例>



古墳説明板:背面にコンセントを埋め込み (群馬県高崎市:保渡田古墳群八幡塚古墳)



古墳説明板と出土遺物解説 (西都市:西都原古墳群)



史跡内のゾーン説明板 (壱岐市:原の辻遺跡)



史跡内の植物解説板 (長野市:大室古墳群)



史跡内の案内板 (米子市:上淀廃寺)



史跡・公園の総合案内 (相模原市:勝坂遺跡)

④ 模型

史跡整備において、史跡を構成するすべての歴史的建造物を復元することは稀有で、遺構の表示もしくは一部の建造物の復元を行う場合が多く、史跡内の建造物の全容を理解することは難しい。その代替手段として、復元模型や復元パースを掲載した説明板が用いられる。

模型は、屋外に設置すればその周辺環境や表示した遺構と対比することで立地環境や規模、スケールが体感できるという利点があるが、建造物を詳細に表現する場合は規模を大きくする必要が生じるため、設置場所、コスト、維持管理などの面から、百済寺跡ではガイダンス施設内での模型もしくはCGによる展示を行うこととする。



1/10 建物復元模型（明和町：斎宮跡）

⑤ 設備

○電気設備

現在、公園敷地への電気引込は、公園南西の百済王神社側と北側の2カ所から行われているが、通常1敷地に1受電が原則で、開閉器盤で回路を分岐して複数系統で配線するのが一般的であり、再整備に当たり受電の系統及び容量の見直しを行う。なお、アプローチゾーンでガイダンス施設を建設する場合は、道路を隔てた土地ということで別受電の高圧引込とする。

公園内で必要となる電気設備としては、園内照明灯やライトアップ照明、屋外コンセント、音声解説機器、便益施設の設備等が挙げられる。

歴史体験学習ゾーンには伽藍イメージの再現上支障となるポール灯は設置せず、憩いの広場ゾーンとエントランスゾーンにのみ配置する。照明灯は、歴史的な景観に配慮し、黒や茶色などの彩度が低い色で、シンプルなデザインのものを採用する。歴史体験学習ゾーンは説明板の背面等にコンセントを埋め込み、イベント等の特別な場合の仮設照明等の電源とする。

公園内はイベント等を除き夜間の利用や、日常生活における園内の通り抜けなどはほとんどない。また、近隣が住宅地であることから夜間の照明点灯は生活環境や安全も問題となることが予測され、園内照明にはセンサーで点灯し一定時間で消灯するシステムとする。

設備の配管は維持管理や老朽化時の取替えを考慮して、直埋設配管ではなく小型のカルバートを埋め込みその中に配管する。

○上下水道(手洗、水飲み)

近年は、散歩や野外学習、史跡見学の際に飲料を持ち歩く機会が増え、公園内の水飲みの利用頻度は低下しているが、児童遊園としての機能を有する百済寺跡においては、児童の利用を想定して水飲みを設置する。また、史跡の利活用が促進されると、イベントや体験学習等で、手足を汚す機会が増加する。

これらの施設については特別史跡としての景観と地下遺構に配慮し、憩いの広場ゾーンに配置する。

○復元建造物に対する防災設備

百済寺跡公園は夜間も自由に入りができるところから、整備の後半段階で検討する南門復元に際しては、指定地南側のアプローチゾーンに放水銃や防火水槽等の防災設備の設置を行う。また、監視カメラの設置等を検討する。



公園の導入部に設置された水飲み兼手洗とベンチ（静岡市：登呂遺跡）

⑥ ベンチ

現在、史跡指定地内に仮設的なベンチが設置されており、公園利用上ではベンチは不可欠な要素であるが、古代寺院としての歴史的な景観を損なう可能性もあり、配置とデザインは十分な配慮が必要である。

電気設備同様、ベンチは憩いの広場ゾーンとエントランスゾーンに限定し、樹木の下など利用者の居心地の良さを考慮して計画する。



緑陰ベンチ（西都市：西都原古墳群）

⑦ 安全柵等

現在、百済寺跡公園は周辺地より高い位置にあり、境界部分に石積擁壁等が設置されている。利用時間を制限している公園とは異なり、誰もがいつでも入り込めるから、擁壁上にフェンスや門扉は設置されていない。再整備後も現在と同様の公園利用を継続し、フェンス、安全柵、門扉等は設けない。

段差部分は、境界部の擁壁天端に進入止めを目的とした低木植栽帯を配置するなどの方法で安全対策を図り、柵などの工作物はできる限り設置しないこととする。

⑧ ユニバーサルデザインの推進

都市公園法に基づく枚方市都市公園条例及び都市公園の移動等円滑化整備ガイドラインによると、高齢者、障害者等を含む全ての人々にとって利用しやすい施設整備が求められる。百済寺跡公園は歴史公園であり、バリアフリーやユニバーサルデザインについて、特別史跡としての景観と歴史性を考慮しながら推進する。

(7) ガイダンス施設に関する計画

百済寺跡の案内・解説に関する施設として、史跡指定地外のアプローチゾーンにガイダンス施設を整備する。ただし、アプローチゾーンについては、史跡の再整備に続く中長期計画として位置づける。ガイダンス施設は史跡への理解を深めるための機能に加え、来訪者の休憩等の場としても必要不可欠である。さらに計画の早期実現へ向けて、ゾーン全体の公有化に向けたプロセスを早急かつ具体的に検討した上で土地公有化等について関係者との協議を進める。

ガイダンス施設の整備に際しては、史跡指定地内の整備や立地条件等を考慮し、以下の点を基本方針とする。

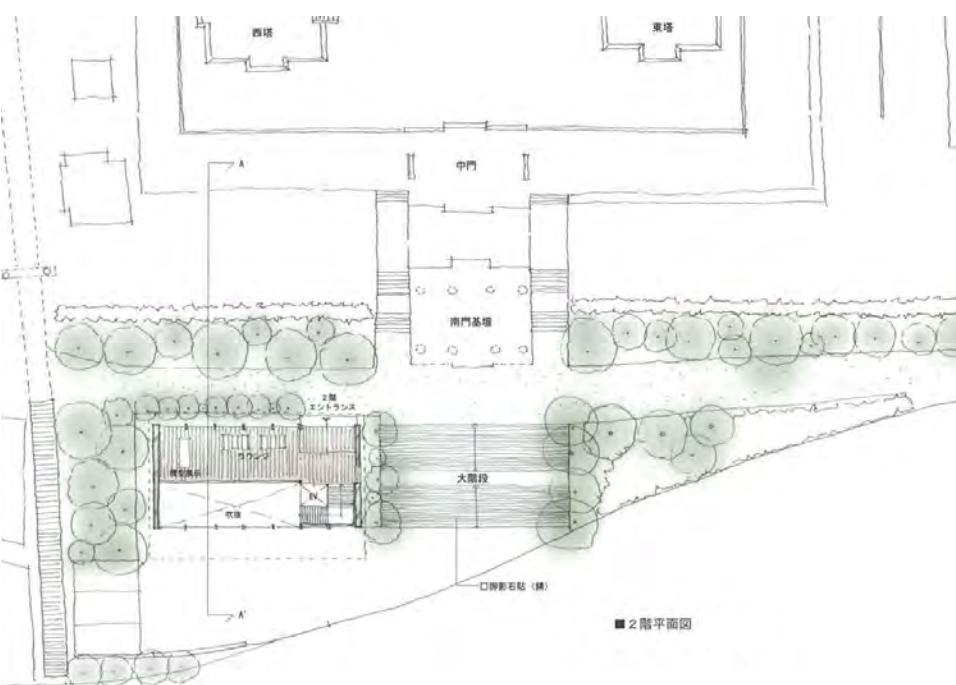
○史跡南側の斜面地に整備するため、レベル差を利用した計画とする。

○史跡の軸線を活かしたアプローチを整備する。

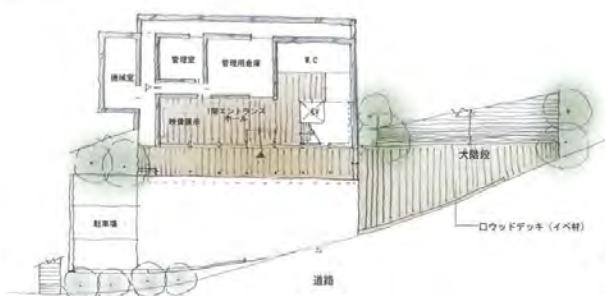
このほか、建物規模や求められる機能等については下記の通りとする。

表 7-2 ガイダンス施設の規模・機能等

項目	仕様（その他整備の考え方）
規模	<ul style="list-style-type: none">延床面積：400 m²程度敷地面積：約 1,400 m² <p>※第二種中高層住宅専用地域（建ペイ率 60% 容積率 200%）</p>
展示機能	<ul style="list-style-type: none">百済寺跡に関する解説（遺物、模型、パネル、映像等）枚方の古代に関する展示枚方の文化遺産とそのネットワークの紹介日韓交流の歴史に関する解説
管理機能	<ul style="list-style-type: none">史跡維持管理室管理用倉庫機械室サービス用駐車場（1台）
その他	<ul style="list-style-type: none">便益施設休憩ラウンジ身障者用駐車場（2台）

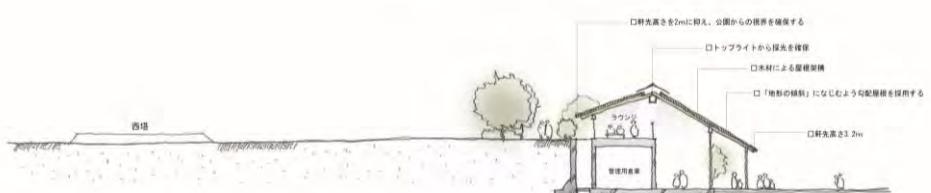
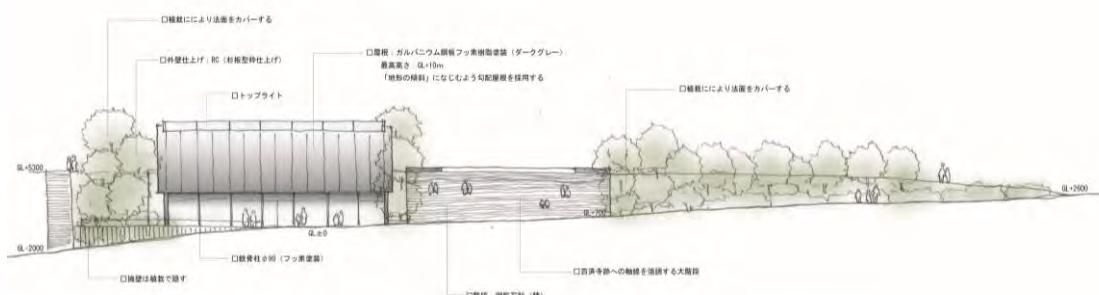


■2階平面図



■1階平面図

平面イメージ



立面及び断面イメージ

図 7-15 ガイダンス施設の整備イメージ

(8) 周辺地域の環境保全に関する計画

① 歴史的景観の保全

枚方市では改訂した枚方市都市景観基本計画に即して、平成 26 年 4 月より景観法に基づく景観計画及び景観条例を定める。

百済寺跡周辺についても、景観に対する意識の高揚と良好な景観形成への誘導が求められる。

百済寺跡の中軸線を寺域の北に延長させると、百済王氏の居住域であった可能性が指摘されている禁野本町遺跡に至る。軸と一致する道路は存在するが、アスファルト舗装の道路脇には電柱が並び、歴史的に重要な軸線としては意識し難い。道路のカラー舗装や道路脇の植栽整備など、禁野本町遺跡への誘導やネットワーク化なども将来的な課題である。



百済寺跡の中軸線と一致する道路
(延長線上が禁野本町遺跡)

② 南側動線の整備

百済寺跡の南を東西に走る一般府道 139 号枚方茨木線は、曲率を緩和することを目的とした線形変更が計画され、工事が進行中である。道路南にある大阪府立精神医療センターは南にセットバックして建替えられている。これまでこの府道は見通しがきかない上に歩車道分離がなく危険な状態であったが、道路整備により百済寺跡側の歩道と道路南側の広がりのある空間が確保されるようになる。

古代寺院において南面は正面であり、百済寺跡の再整備においても南門と南面大垣の復元を目指していることから、府道整備との調整を行った上で指定地外に広がる遺跡の指定拡大を図る。



工事進行中の一般府道 139 号枚方茨木線

③ 周辺地の冠水対策

史跡周辺地、特に史跡北東に対しての雨水の流出に関しては、「表層水の排水と暗渠管敷設」の項に記載した通り、植栽による流速の低下や水路の勾配緩和等により流速の低減や分散、時間差を以て排出するなどの措置を講じる。

近年、局地的な集中豪雨時には、受け入れ側である公共下水道に流入する雨水量が処理容量を超えることにより排水が枠からあふれ出し、周辺が浸水する被害も増加している。指定地外の地下に貯留し流出抑制を図るなども考えられるが、大半が史跡指定地であり、北東部

など場所も限られており課題である。

このため公園内では、公共下水道への流出を低減するために、遺構が確認されない部分と史跡指定地外では浸透枠を用いることなどを検討する。

④ 隣地への落葉対策

百済寺跡公園の敷地境界に植栽されたアラカシ、ウバメガシなどの樹木が春先に葉を落とし、近隣の住宅へ飛散している。

風による飛散を抑えるのは困難であるが、百済寺跡公園に落ちた枝葉が外に出るのを防止するには、土砂流出防止及び侵入防止として整備を予定する植栽帯が機能すると考えられる。

また、春に加えて秋口にも剪定をすることで、春先に落葉する葉の総量を減らしておくなどの植生管理も検討する。

(9) 地域全体における関連文化財との有機的連携に関する計画

① マップの活用

関連文化財を散策するにあたり、距離、ルート、対象物の情報は不可欠で、平成 20 年に作成した『交野ヶ原歴史回廊文化財散策マップ』は、楽しみながら巡ることができるまちあるきルートを視覚的に捉えるため、事前に情報を知ることができる有効な手段となっている。

今後はマップの情報の定期的に更新を図るとともに、ホームページに掲載されている文化財情報にも掲載するなど広く普及するよう配慮し、関連文化財の情報とマップの活用を積極的に進めるものとする。



図 7-16 『交野ヶ原歴史回廊文化財散策マップ』



禁野本町遺跡：十字路の表示



禁野本町遺跡：掘立柱建物表示



牧野車塚古墳：墳丘の保存と公開



九頭神廃寺：寺域北西コーナーの築地塀表示

② 散策ルートの整備(現地におけるルート情報の提供)

マップを持っていても実際に現地を歩く際の情報は不足している部分も多く、周辺文化財への距離とルートを示した案内板の設置や、歩道部分に直進や右折などの誘導表示を埋め込む等の整備によって、見学者が安心して散策できると同時に奈良・平安時代の歴史や文化に親しむことができるよう環境整備に努める。



百済寺跡の中心軸線上の道路

③ 整備公開に関する情報の提供

見学者が遺跡や文化財に求めるものは、遺構そのものを見ることができる、遺構の平面的・立体的な表示が行われている、復元建造物があるなどのわかりやすい整備であり、この様な場所であれば、時間をかけて歩いて見たいという欲求が高まる。一方で、マップや案内板を見ながら歩いた先が、地形や周辺環境が大きく変化し、標柱や説明板が建つのみであれば、そこから先に進む気を失わせてしまうであろう。

その場所に行けば何が見られるのか、公開されているのか等の情報をホームページやマップに掲載し、その情報を見た人が自分の興味に応じてルートを設定できるようにする。



禁野車塚古墳：後円部頂は立ち入れない



渚院跡：現在は廃観音寺の鐘楼と梵鐘が残る

④ 散策イベントやガイドツアーの開催

現地の説明板やマップで提供できる情報には限りがある。整備されていない場合でも発掘調査で見つかった遺構のほか、近世以降の町並みや近代化遺産、伝承地等ルート沿いには多くの歴史的要素が散在する。また、まちを見下ろす高台や川沿いの道等の歴史以外の要素も数多く含まれる。説明ガイドとともに回るツアーを定期的に開催する。



枚方製造所土塁



御殿山神社からの眺望

(10) 整備事業に必要となる調査等に関する計画

整備事業を実施するに当たっては、遺構の状況を正確に把握する発掘調査に加え、土地の形状を把握する測量調査、史跡指定地を構成する地盤の性状を把握する調査等の各種調査が必要であり、実施設計に先立って行う必要がある。

このほかに、整備で使用する材料選定のための現地試験等については、実施設計の中で調査を行う。

① 設計に先立つ調査

○発掘調査

これまでの調査で、各遺構の状況等はほぼ明らかになってきた。今後は、これらの調査状況等を総括した調査報告書を作成し、百済寺跡の遺構や遺物のすべての記録を将来に伝えることが必要となる。

○測量調査

現在、史跡の図面は平成 16 年度に作成した平面図を利用しているが、その後の調査や地盤の洗掘等により、変化が生じており、再整備の設計に際しては、測量に基づく現況平面図の作成と地盤の造成の基本となる縦横断測量図の作成を行う。

○地盤等に關わる調査

<地耐力や地盤強度にかかわる調査>

基壇の立体表示や歴史的建造物等の復元を進めるにあたり、これらが載る地盤(遺構面)の強度を把握することを目的とした調査を行う。この調査結果を踏まえて、遺構面の養生や荷重の分散、復元建物の基礎を含めた構造検討を行う。

<土質等調査>

百済寺跡で課題となっている雨水による地盤の洗掘対策の具体化を図るに先立ち、現状地盤の構成を確認するボーリング、透水性や粒度等の土の性状把握に關わる試験等を実施する。

<地下水位観測>

百済寺跡は中位段丘面上に位置し、湧水等は確認されていない。ただし、降雨が続くと史跡指定地北東の低地部分では地下水位が上昇し、地盤への浸透能力が低下することも考えられ、排水対策を具体化するために地下水位の年間計測等の調査を検討する。

② 設計時に行う調査

○舗装等の仕上げ材料の選定

歴史体験学習(堂塔院)ゾーン内の地盤の仕上げ、遺構表示の基壇上面等の材料及び施工方を決定するため、現地にサンプルを作成し、耐久性や色調、透水性等の数値による特性把握と現地でのモニタリングからなる調査を実施する。

(11) 整備後の公開・活用に関する計画

① 地域の誇りとなる特別史跡らしい歴史体験の場としての活用

遺構表示をメインとする歴史体験学習(堂塔院)ゾーンを中心にして、百済寺跡の歴史的文化的価値を深めるような解説や誘導を行うことにより、地域住民にとって誇りとなり、国内外からも見学者が訪れるような、特別史跡らしい歴史体験の場としての活用を図る。

○歴史を体感できる環境の提供

百済寺跡の歴史的変遷や文化財としての価値、遺構の機能等を体感的にとらえることができるようなわかりやすい展示説明の充実を図る。出土遺物について解説を加えて展示したり、模型やCGによって復元し寺院景観を展示するなど、これまでの発掘調査や研究の成果を公表する。今後、ガイダンス施設整備した後には、そこで出土遺物や資料を適正に管理し、さらなる調査や研究の成果を活かして公開し、情報提供を充実させる。

古代寺院の空間体験を提供するため、案内板やガイドによる案内等によって、百済王氏のまちづくりや百済寺の立地を体感できるようにする。

② 多世代が親しみを感じる憩いの場としての活用

百済寺跡は現在も公園と憩いの場となっている。史跡としての価値を損なうことなく、集い、憩い、交流し、安らげる場として機能することによって、より多くの市民の生活に溶け込み、親しまれるような活用を図る。

○特別史跡を意識した風格あるイベントの開催

百済寺跡は「百済寺跡の松風」として枚方八景の一つに選ばれ、春の桜の花見の場としても市民に浸透している。長い月日を経て遺跡と植生が一帯となった風景をめでるようなイベントや百済寺跡の特性を踏まえたイベントの開催について検討する。

これらのイベントの開催に際しては、各ゾーンの特性を踏まえた利用を図るとともに、史跡保護の観点や、住宅地の中にあるという立地に配慮した利用条件や制限などについても指針を示すこととする。

③ 身近な郷土史としての有効活用と情報発信

百済寺跡をはじめとする史跡に対する市民の認知度をより向上させるためには、積極的に情報発信することが重要である。

百済寺跡周辺には、百済王氏のまちづくりと関わる「百済王氏の氏寺と関連する遺跡群」が点在する。そこで百済寺跡だけでなく、周辺の遺跡等を含めて、総合的な情報発信を行うことにより、百済寺跡のみならず、学校教育・生涯学習の場、まちづくり活動の場としても機能するような活用を目指す。

○生涯学習における身近な郷土史としての活用

百済寺跡の史跡としての特徴、変遷、歴史性や文化価値をより深く理解できるように、百済寺跡をはじめとする市の文化財の理解を深めるような講座開設のほか、生涯学習事業との連携や、「百済の会」や「黎明塾・百済寺を考える会」などの団体等が開催する勉強

会や講習会等への協力を通じて、市民への学習機会や場を提供する。

○学校教育における史跡学習体験

史跡保存や郷土史の継承の次世代の担い手育成のため、地元小中学生に対して百済寺跡を含む史跡、郷土の歴史や文化に関する学習計画をカリキュラムの中に位置づけ、総合学習における教材として授業や校外学習、遠足等の学外レクリエーション活動の場としての活用を促す。

また、行政職員による出張授業を実施したり、教員が史跡への理解を深めるための教職員を対象とした勉強会や現地研修会などを開催して、学校教育における史跡学習を支援する。

○周辺歴史文化遺産とのネットワーク化による相互的活用

各歴史文化遺産の価値の理解をより深めるとともに、歴史文化遺産や地域の魅力、回遊性を向上させるため、『交野ヶ原歴史回廊』のような百済寺跡と周辺の歴史文化遺産等地域資源のネットワーク化を強化し、見学や散策の便を図る。

また、交通手段やテーマに応じた複数のモデル周遊・見学ルートの提案、関係機関等と連携したガイドツアー等の開催を検討する。

○利用者や市民への情報提供の充実

利用者や市民へのサービスの向上とPR活動のため、インターネットやパンフレット等資料、講演会・シンポジウムなど、様々な媒体を利用した情報提供を行う。

市内の居住者でなくとも、百済寺跡を訪れなくても百済寺跡について学べるよう、ホームページを活用して史跡概要・調査研究・整備状況報告・イベント案内・周辺の観光案内などの各種情報を発信する。また、来訪者にわかりやすいような史跡の配置図や解説等を加えたパンフレットやガイドブック、百済寺跡周辺の周遊・見学ルートを示したマップ等の資料作成・配布に取り組む。

これらの情報提供に関しては、利用実態や利用者のニーズの把握に努め、児童向けや韓国人来訪者に対応した韓国語版の提供を検討する。また、史跡や百済王氏など来訪者の興味や関心、目的に応じた周遊・見学ルートの設定等についても検討する。

調査研究の成果を活かした講演会・シンポジウム等を開催する。

○市民との協力による活用に向けた体制の構築

地域住民や百済王神社の氏子を中心とする市民が、楽しみながら百済寺跡の活用に自主的に参画できるような体制を構築する。

世代別のワークショップを開催して目的や対象別に応じたパンフレットやガイドブックを検討したり、地域資源を発見しながら周遊・見学ルートのマップを策定したり、地域行事と併せて百済寺跡の年間イベントの企画運営を検討・実行するなど、百済寺跡の活用に関する意見交換会やワークショップ等を開催する。

○ガイド・ボランティアの育成

百済寺跡を会場として開催する様々なイベント等を通じて、継続的に百済寺跡に関わる「百済寺ファン」を募り、ガイドや清掃・管理のボランティアやサポーターとして活躍できる人材の育成に努める。

ボランティアやサポーターが、キャリアアップできるような史跡や植物に関する勉強会等の開催や、積極的に活動できるよう組織化を支援する。

○各種団体・庁内組織との連携の強化

現在、「百済の会」「黎明塾・百済寺を考える会」など市民が主体的に企画運営する文化活動があり、これらの活動に市が協力して、百済寺跡を文化活動の拠点として活用するとともに、各種団体・組織の連絡協議会等を設置するなどして、百済寺跡でのイベント実施や管理・運営等について連携・協力することも検討する。

また、庁内組織においても史跡を管理する文化財担当部署、公園を管理する公園担当部署だけでなく、市民による文化活動の支援や観光施策に携わる部署等、他部署との連携を図り、より積極的な活用やPRを推進する。

(12) 整備後の管理運営に関する計画

① 管理に関する基本的な考え方

百済寺跡は史跡であると同時に公園として管理されてきた。再整備後も公園としての活用に関わる管理は公園担当部署が主体となるが、遺構の表示や復元建造物などの史跡の整備に関わる部分では文化財担当部署が主体となって、公園担当部署と連携を図りながら維持管理を行う。なお、史跡指定地は百済王神社の所有地であるが、史跡として良好な状態で保全し公園として管理していくという観点からも用地取得について検討を進める。

低木や地被植栽等の維持管理については、百済寺跡が地元の誇りとなるように、行政と市民ボランティアや地域住民等が協力して進めていく。

② 管理対象と内容

○植生管理

現在、百済寺跡の植生管理は、公園担当部署が百済寺跡公園として実施しており、今後も基本的には公園管理を継続する。ただし、再整備において位置づけた植栽の考え方を踏まえ、史跡を表現する重要な要素と、公園の良好な景観を形成する要素としての両面から、適切な植栽管理を行う。

枯損木の伐採、修景としての枯枝剪定や整枝、視界遮断等の目的に応じた樹高管理、実生の除去、後継木の育成と植栽を継続する。

定期的に樹木の生育状況について調査を実施し、樹高管理を行う樹木が管理設定した高さを超えて伸長している場合は整枝剪定を行い、遺構表示した箇所に実生で生えた樹木については伐採、あるいは可能な場合は移植を行う。

○遺構表示や復元建造物のモニタリングと維持管理

自然や人為を要因とした破損や劣化等のモニタリングを行い、破損や劣化の状況に応じて補修を実施し、良好な状態の維持に努める。材料によっては摩耗や退色に対し定期的なメンテナンスが不可欠なものもあり、維持管理の予算確保が必要となる。整備の設計時には、イニシャルコストとランニングコストを算出し、その比較の中で整備の仕様や詳細を検討する。

整備後の公開の中で、特に人為的要因による破損が大きい場合には、監視カメラの設置や機械警備の導入、公開方法の再検討を行う。

○災害対策

復元建造物等は、火災その他の災害に備え保険に加入するなどの備えを行う。また、防災に関する諸設備の定期点検を実施する。

③ 管理カレンダーの作成

公園管理や史跡管理イベントの開催等の百済寺跡に関わる市の部局や市民ボランティアなどが協議して、植生管理(草刈りや剪定)、表示遺構のモニタリング等の予定、花見や祭礼等のイベントを記載した年間カレンダーを作成し、維持管理に活用する。

また、整備後約40年で再整備に至った経過を省み、長期的な管理スケジュールを作成し、樹木や表土流出等の定期的な調査やメンテナンスを行う。